

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障がい福祉制度の国の動向	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	4
5. 推進体制	5
6. 計画の進行管理	6
第2章 障がいのある人の現状	7
1. 統計からみる現状	7
2. アンケート調査結果からみる現状	13
3. ヒアリング調査からみる現状	24
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 障害福祉サービスの提供についての考え方	28
第4章 本計画期間中の目標	30
1. 令和2年度（2020年度）までの達成状況	30
2. 令和5年度（2023年度）末までの目標設定	32
第5章 本計画における見込量と整備方針	37
1. 障害福祉サービスの実績と見込量	37
2. 地域生活支援事業の実績と見込量	46
3. 障害児福祉サービスの実績と見込量	56
4. 町独自の事業	60
5. 県からの受託事業	61
資料編	63
1. 用語集	64
2. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会設置要綱	66
3. 策定経過	68
4. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会委員名簿	69

※「障害」「障がい」の表記について

本計画においては、「障がい」の表記を基本とし、団体名などの固有名詞、医学用語・学術用語等の専門用語、他の文書・法令等を引用する場合、サービスや手帳の種類など法制度によって名称が定められている場合は「障害」を使用しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

豊郷町（以下、本町という）では、平成30年（2018年）3月に「第3次障がい者基本計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人のための施策の充実に努めるとともに、障害福祉サービスや相談支援事業等の提供体制の確保に努めています。

国においては、平成18年（2006年）12月の第61回国連総会において「障害者権利条約」が採択されて以降、批准に必要な国内法の整備・改正を進め、平成26年（2014年）1月に条約を批准しました。その後に策定された「第4次障害者基本計画」では、条約の理念を反映し、「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」をめざし、障がいのある人の自己実現を支援することや社会的障壁の除去を目標としています。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした「SDGs（持続可能な開発目標）」が示され、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していくことが社会全体の課題とされています。

こうした国内外の動向や本町の現状、施策の課題を踏まえ、障がいのある人がその人らしい暮らし方を実現するため、「豊郷町第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2. 障がい福祉制度の国の動向

■障がい者施策関連法令などの動向

年	主な動き
平成 23 年 (2011 年)	○「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年 (2012 年)	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行
平成 25 年 (2013 年)	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等
平成 26 年 (2014 年)	○「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年 (2016 年)	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年 (2018 年)	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年 (2020 年)	○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行 ・障がい者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障がい者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等

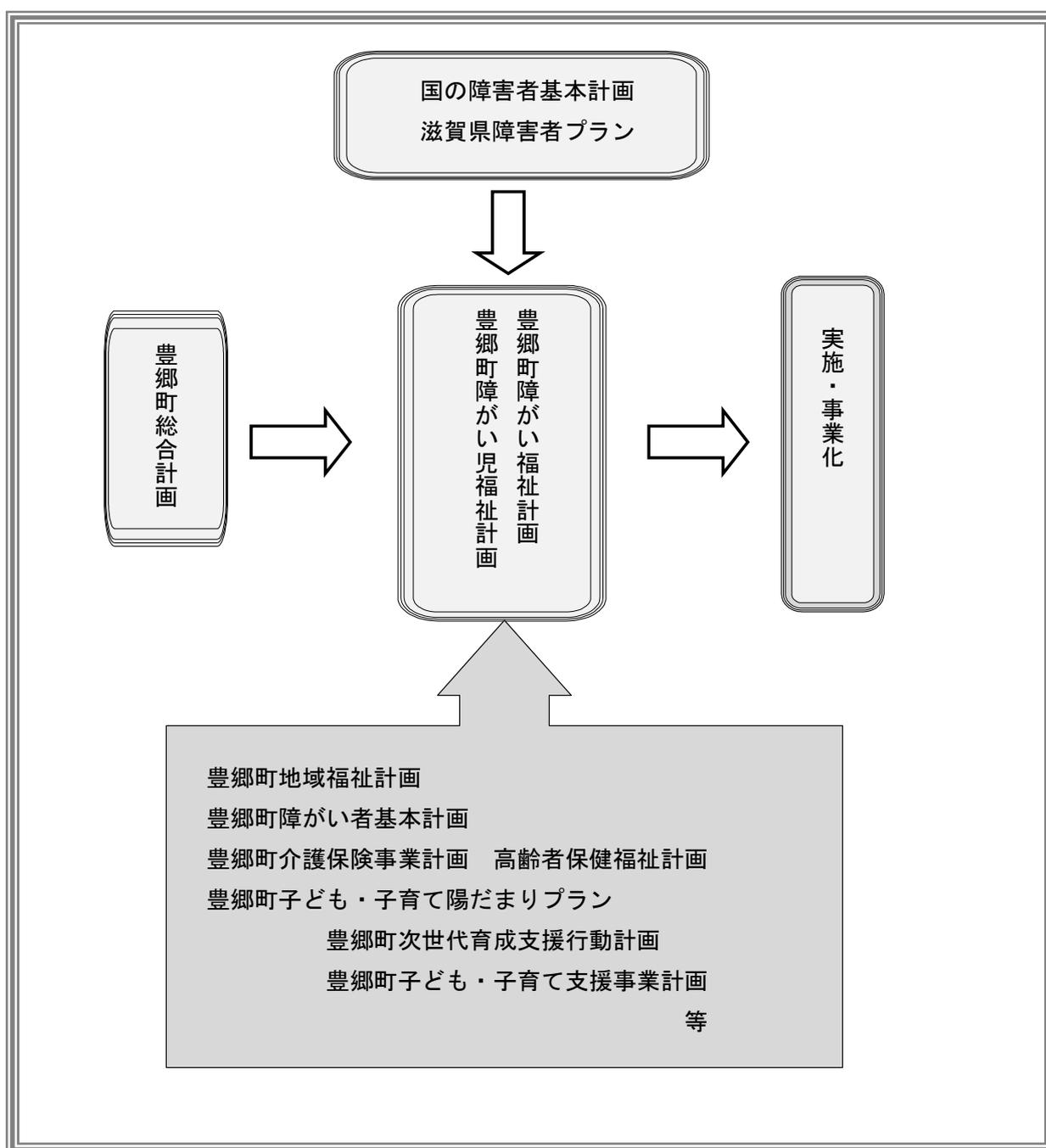
3. 計画の位置付け

「第6期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づいて策定し、障害福祉サービスの提供についての目標値を掲載します。

「第2期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条 20 に基づいて策定し、障害児福祉サービスの提供についての目標値を掲載します。

計画の内容については国の「第4次障害者基本計画」及び県の「滋賀県障害者プラン 2021」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等の計画及び条例等を踏まえたものとします。

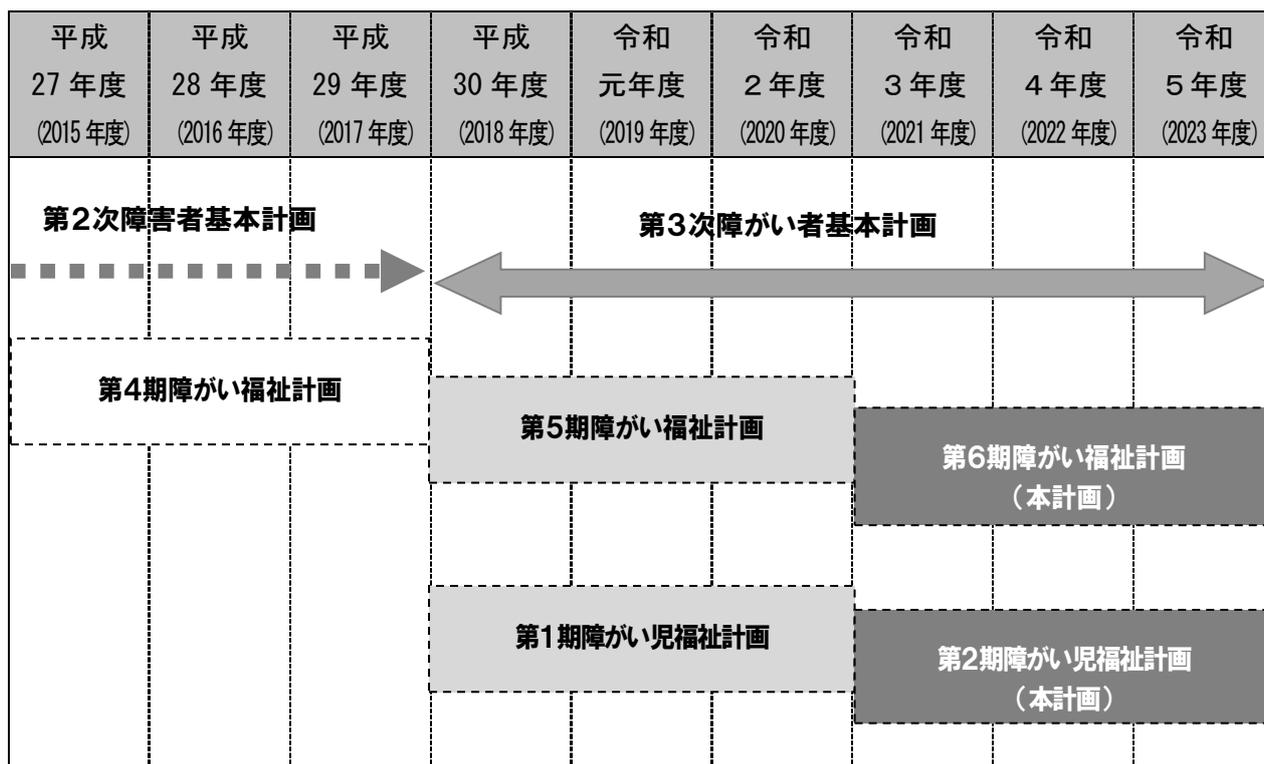
また、本計画は「豊郷町総合計画」を上位計画とするとともに、「豊郷町地域福祉計画」や「豊郷町介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画」、「豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」等との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。



4. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）までの「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の実績を踏まえ、数値目標等を見直し、策定しています。

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の3年間となっています。なお、期間中であっても、法改正や国の指針等を見直しがあれば、計画を見直すことがあります。

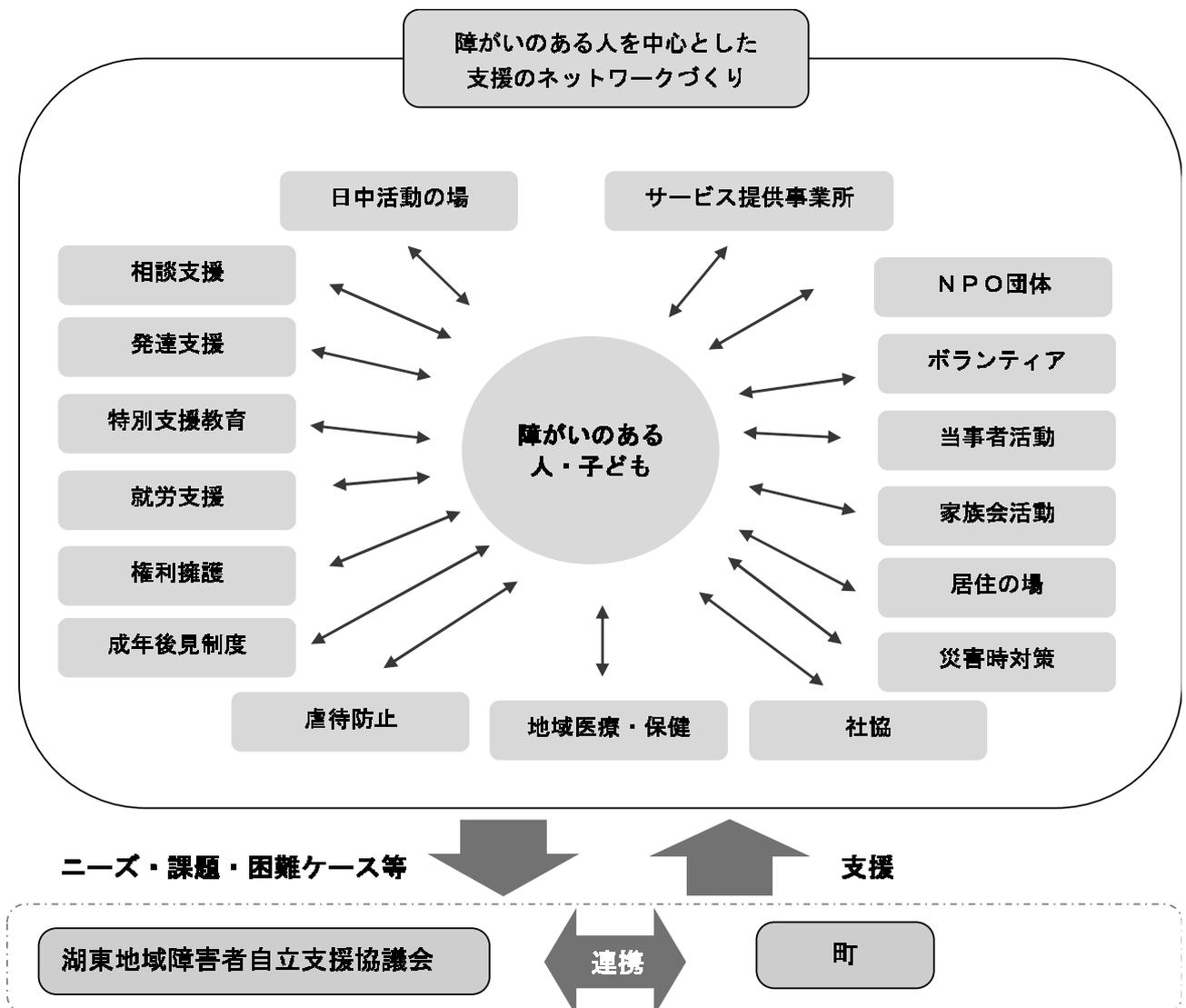


5. 推進体制

あらゆる障がいのある人が生涯にわたって安心して暮らし、余暇活動や就労をはじめ社会参加できるよう、広く住民の理解と協力を得ながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を図ります。

また、地域社会を構成する住民やNPO団体、ボランティア、障がい当事者団体、サービス提供者、企業、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりを一層推進しながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

さらに、湖東圏域全体での取組を視野に入れて、湖東地域障害者自立支援協議会を中心に地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に必要な事項の協議や検討を行うとともに、事業等の円滑な実施を推進します。



6. 計画の進行管理

障害者総合支援法では、PDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルを障がい者福祉に導入するように求めています。

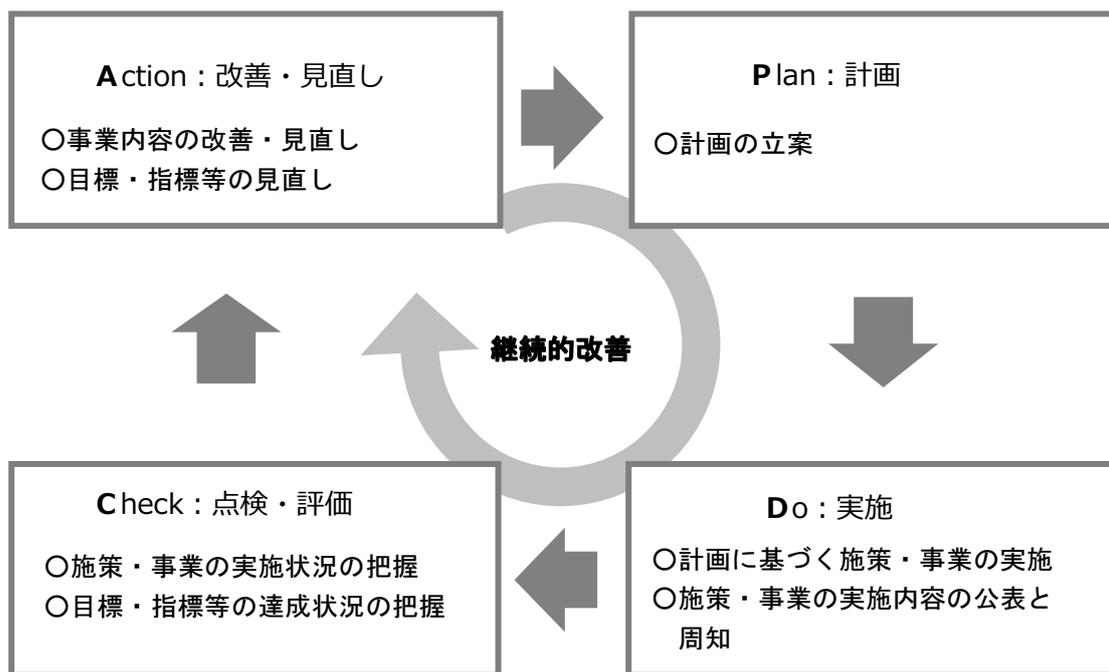
そのため、各年度において、サービス提供状況や地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況の点検・評価などについて、行政内部で検討を行うとともに、計画の進捗管理を行います。

また、湖東地域障害者自立支援協議会においても、状況分析や課題、対応策等の協議結果を定期的に確認し、計画の推進につなげます。

◇PDCAサイクル

- ・少なくとも年に1回は、目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ・中間評価の際には、必要に応じて協議会や合議制の機関等から意見を聴取する。

■PDCAサイクルのイメージ図

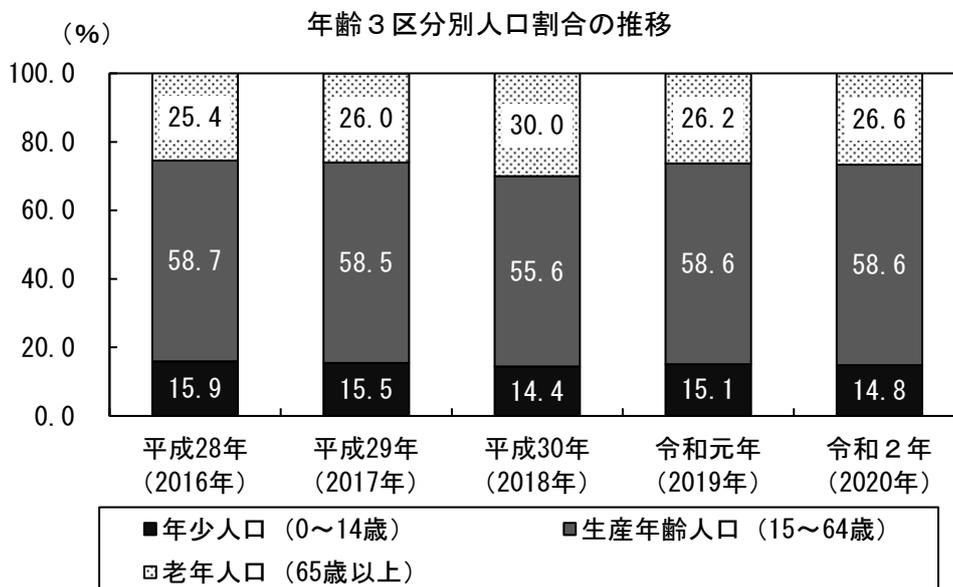
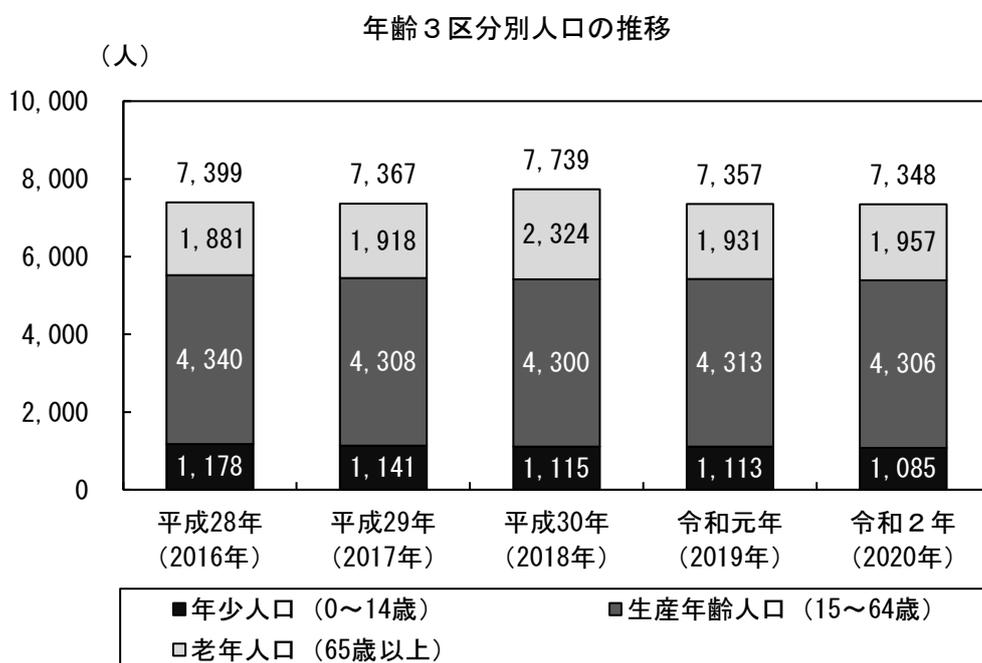


第2章 障がいのある人の現状

1. 統計からみる現状

(1) 人口の状況

本町の年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は平成30年(2018年)以降、減少しており、令和2年(2020年)は7,348人となっています。65歳以上の老年人口は平成28年(2016年)から平成30年(2018年)まで増加していましたが、令和元年(2019年)は減少しています。14歳以下の年少人口は、平成28年(2016年)以降、減少しています。



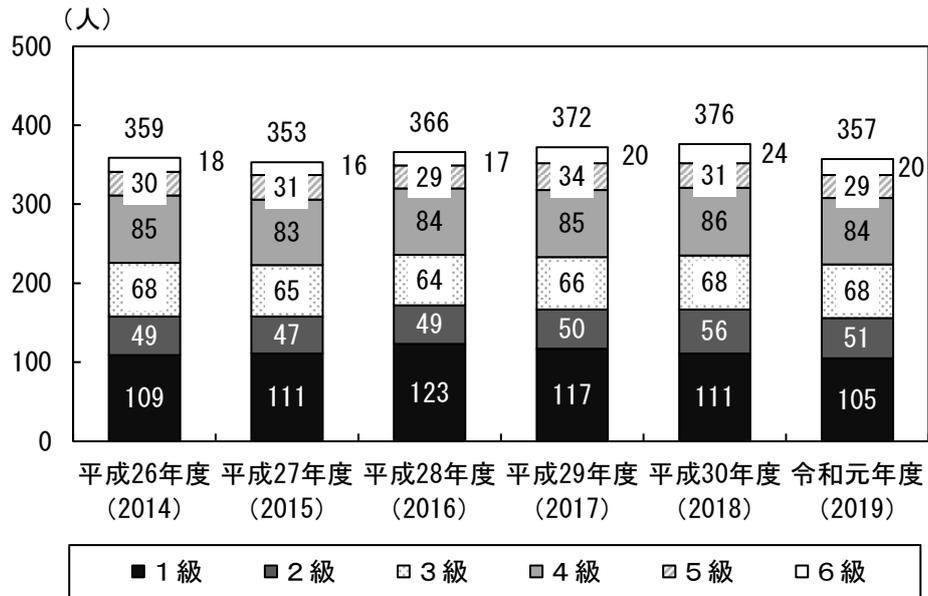
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)にかけて増加していますが、令和元年度(2019年度)は減少し、357人となっています。

いずれの年度も、「1級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」となっています。

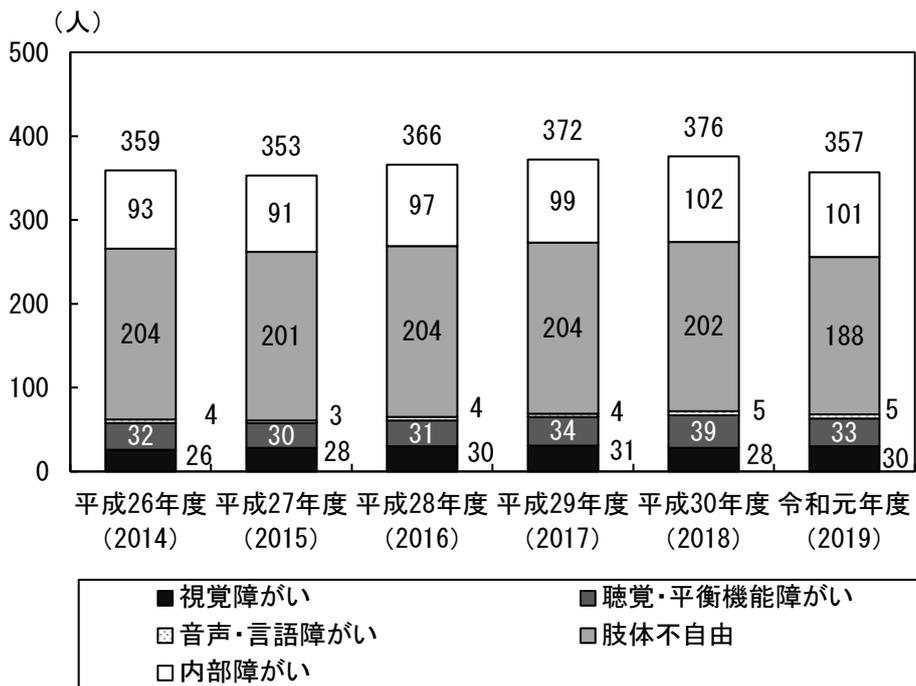
障がいの種別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

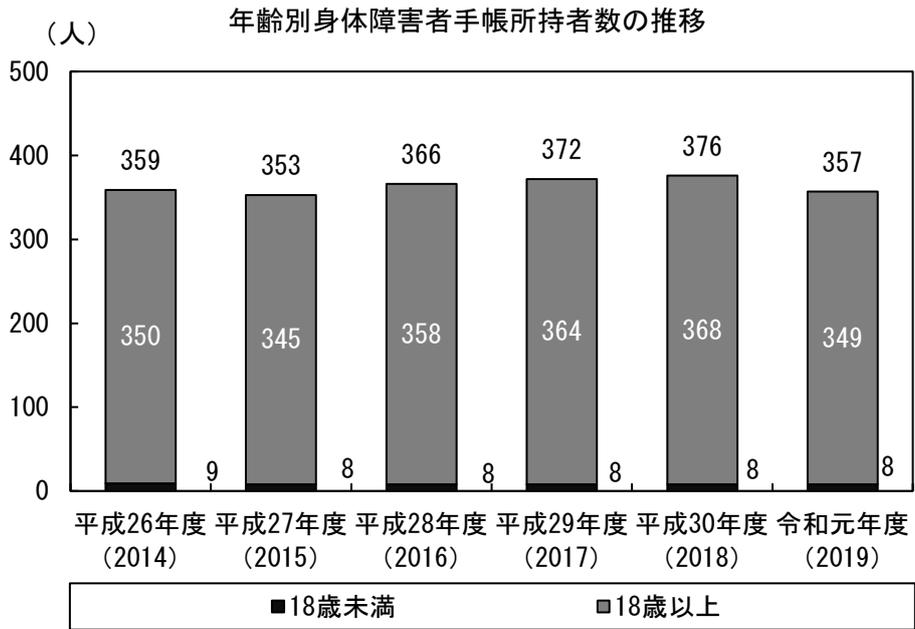


資料：豊郷町保健福祉課

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



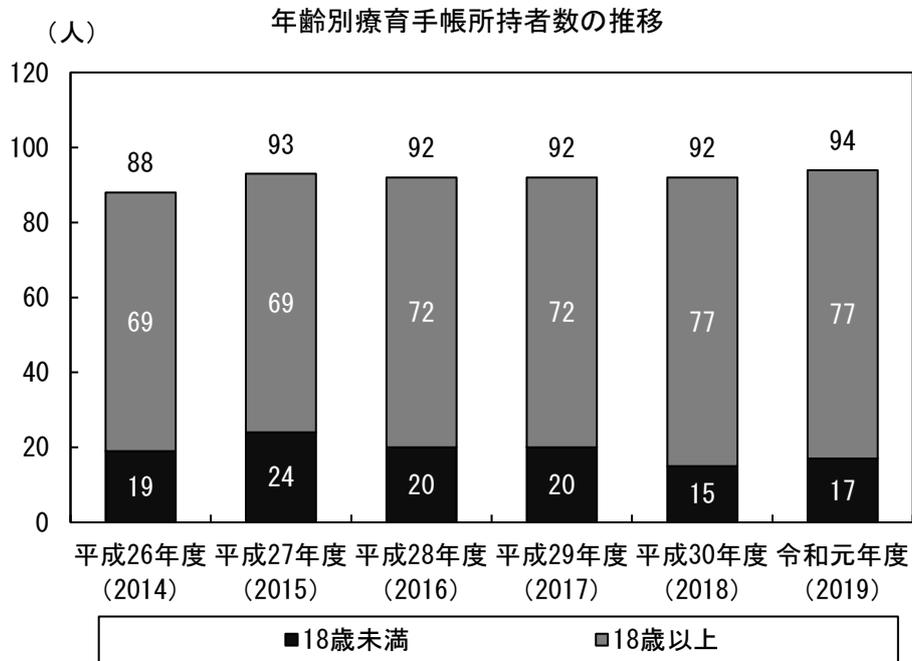
資料：豊郷町保健福祉課



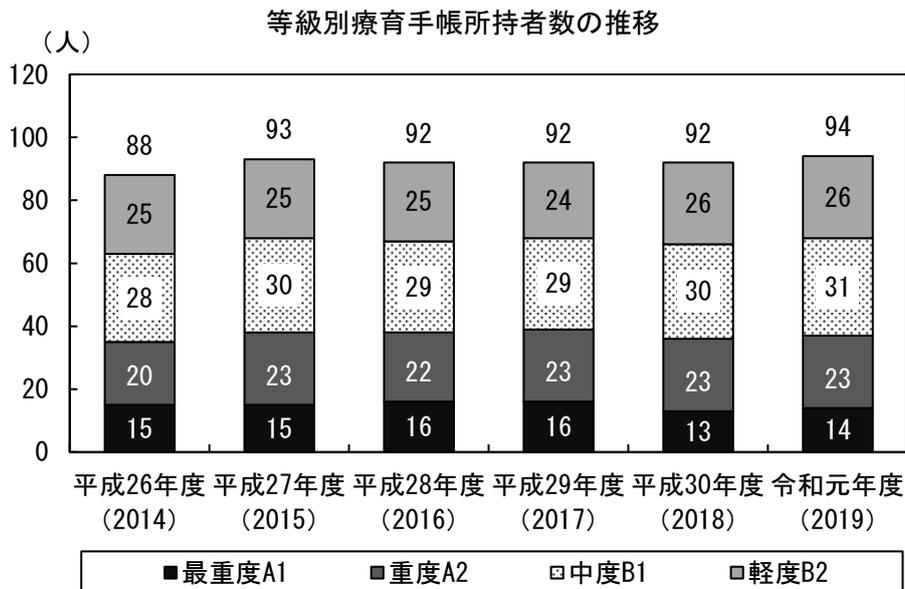
資料：豊郷町保健福祉課

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)まで横ばいとなっていますが、令和元年度(2019年度)は増加し、94人となっています。等級別では、「中度B1」が最も多く、次いで「軽度B2」となっています。



資料：豊郷町保健福祉課



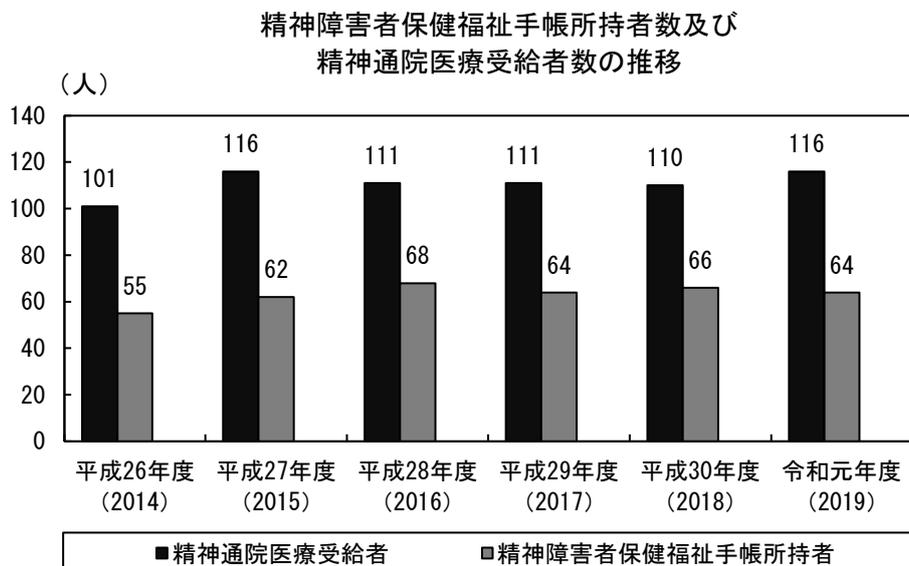
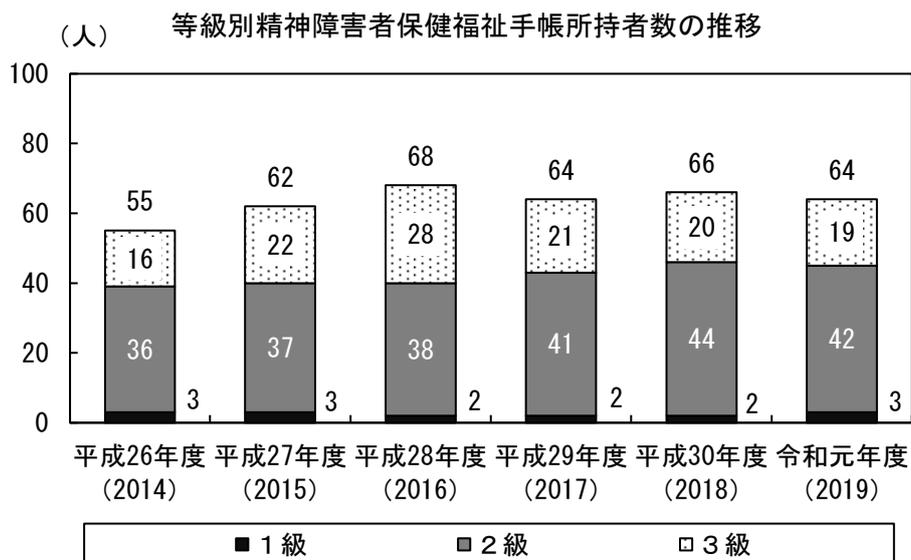
資料：豊郷町保健福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数・精神通院医療受給者数の推移

令和元年度(2019年度)の精神障害者保健福祉手帳所持者数は64人で、平成26年度(2014年度)より増加していますが、平成30年度(2018年度)よりは減少しています。

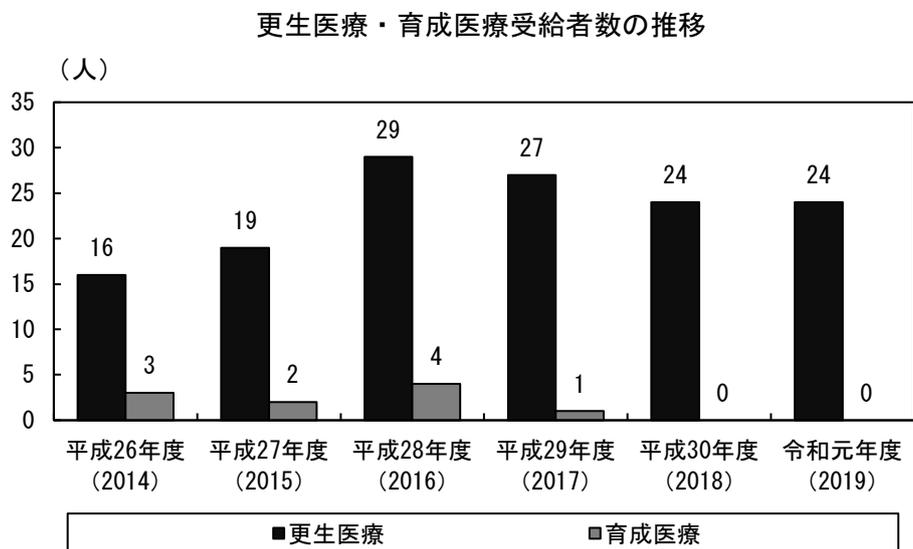
等級別では、「2級」が最も多く、次いで「3級」となっています。

令和元年度(2019年度)の精神通院医療受給者数は116人で、平成30年度(2018年度)より6人増加しています。



(5) 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数の推移

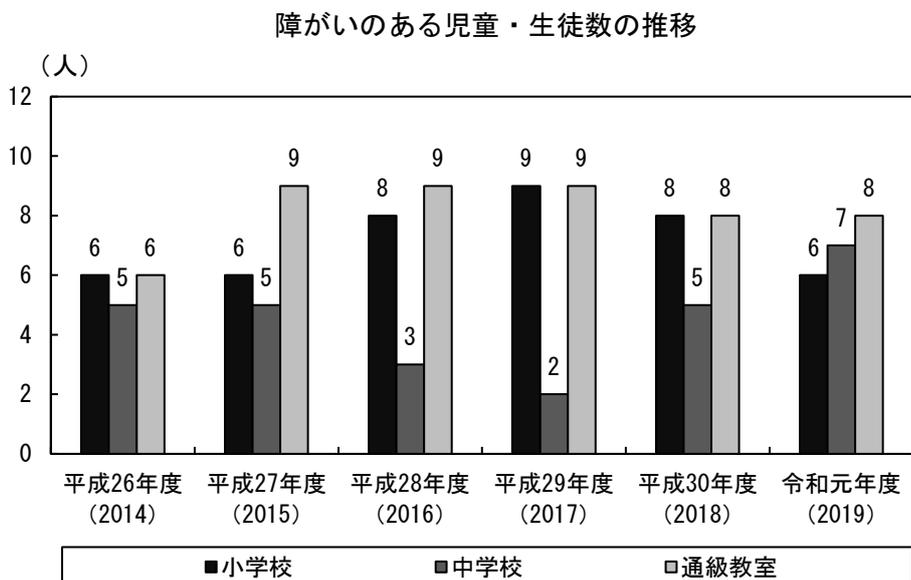
更生医療受給者数は、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけて増加していますが、その後減少しています。育成医療受給者数は、平成28年度（2016年度）は4人となっていますが、平成30年度（2018年度）以降は0人となっています。



資料：豊郷町保健福祉課

(6) 障がいのある児童・生徒の状況

令和元年度（2019年度）の障がいのある児童・生徒数は、小学校で6人、中学校で7人となっています。小学校では平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）にかけて増加していますが、その後減少しています。中学校では、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）にかけて減少していますが、その後増加しています。また、令和元年度（2019年度）の通級教室の児童・生徒数は8人となっています。



資料：豊郷町教育委員会

2. アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の目的

本調査は、「豊郷町第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある方の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域 : 豊郷町全域
- 調査期間 : 令和2年(2020年)9月9日(水)～9月23日(水)
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- 調査対象者 : 身体障害者手帳所持者
療育手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者

調査対象者数(配布数)	有効回答数	有効回答率
300件	122件	40.7%

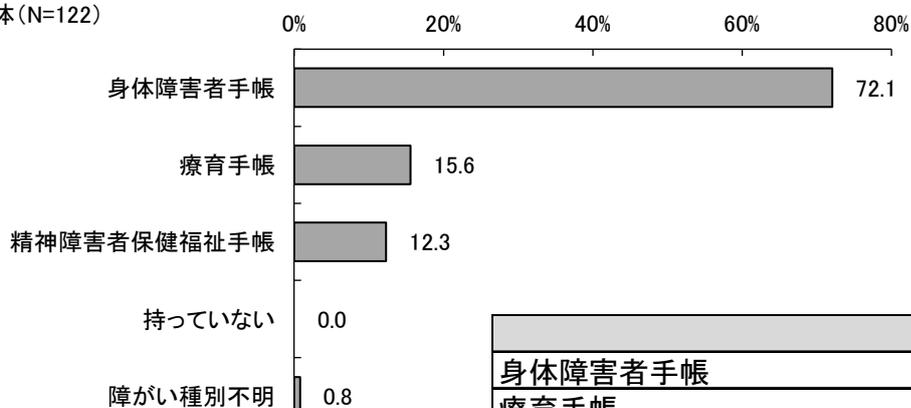
(3) 調査結果

①手帳所持者の状況

持っている手帳の種類については、「身体障害者手帳」が72.1%(88件)、「療育手帳」が15.6%(19件)、「精神障害者保健福祉手帳」が12.3%(15件)となっています。

■持っている手帳の種類

全体(N=122)



	件数	%
身体障害者手帳	88	72.1
療育手帳	19	15.6
精神障害者保健福祉手帳	15	12.3
持っていない	0	0.0
障がい種別不明	5	0.8

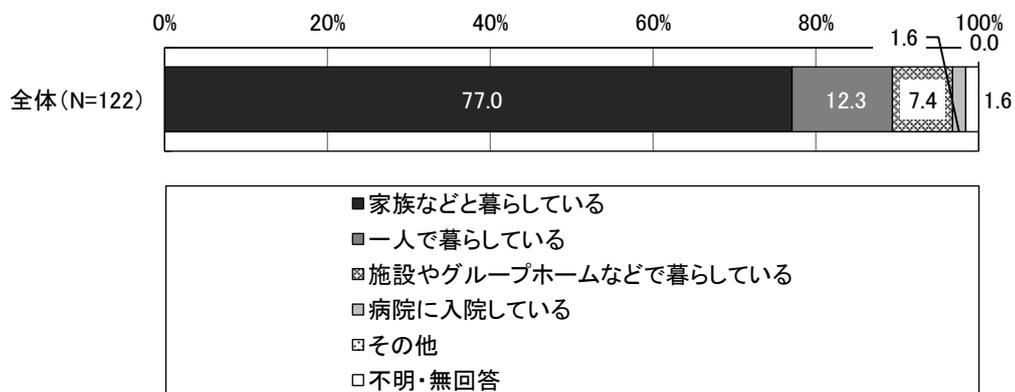
②現在の生活について

現在の暮らし方については、「家族などと暮らしている」が77.0%となっています。一緒に暮らしている家族は、「配偶者」が27.7%と最も高く、次いで「親」が26.6%となっています。主な介助者についても、「配偶者」が25.4%と最も高く、次いで「母親」が22.1%となっています。前回調査時（平成29年（2017年））と比べると、「必要としない」割合が低下し、「配偶者」や「母親」、「子ども」の割合が上がっています。

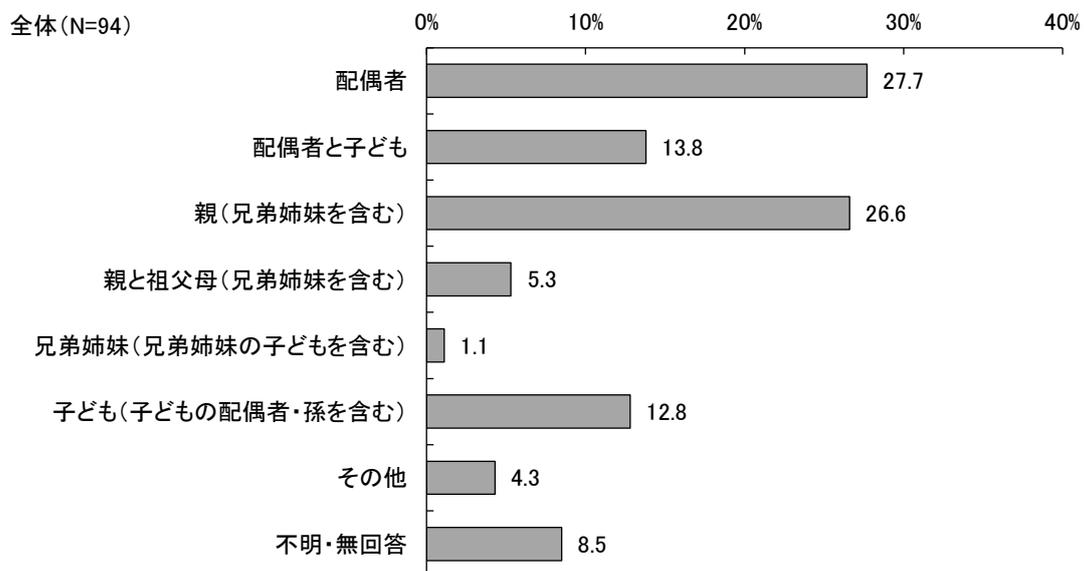
困ったときに相談する相手は、「家族や親せき」の割合が高く、「ケアマネジャーや障害者相談員」、「役場や行政の相談窓口」は9.0%となっています。

受けている医療的ケアについては、「服薬管理」が最も多くなっています。18歳以下では、「服薬管理」が2人、「吸入」「吸引」「胃ろう・腸ろう」がいずれも1人となっています。

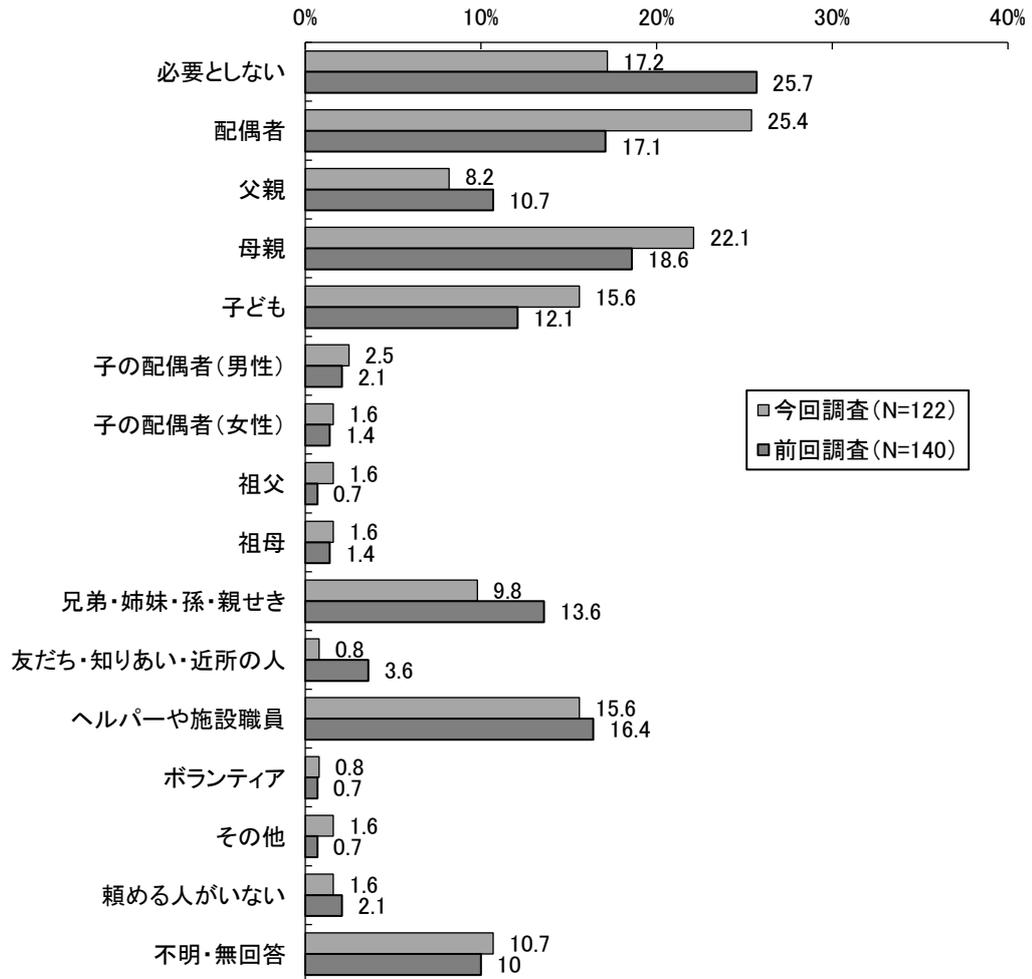
■現在の暮らし方



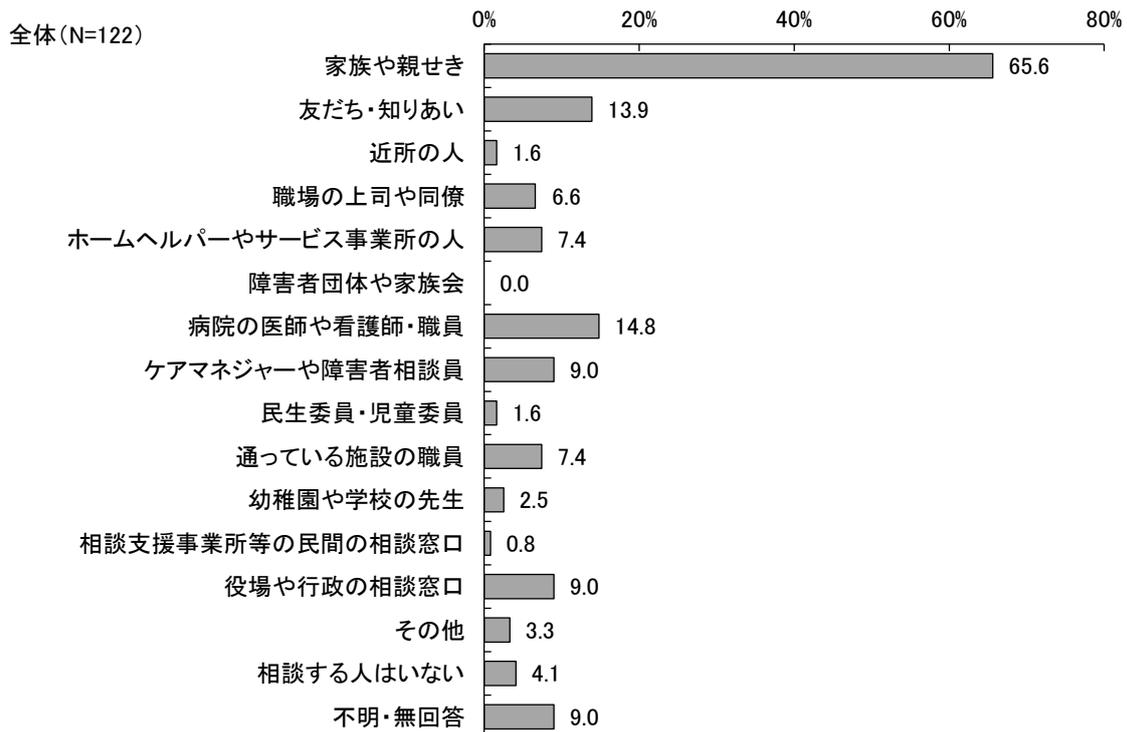
■一緒に暮らしている家族



■主な介助者について（前回比較）



■困ったときに相談する相手



■受けている医療的ケア（手帳別、年齢別）

件数	合計	気管切開	人工呼吸器 (レスピレーター)	吸入	吸引	胃ろう・ 腸ろう	鼻腔経管 栄養
全体	122	1	3	1	2	2	-
身体	88	1	2	1	2	2	-
療育	19	-	1	1	1	1	-
精神	15	-	-	-	-	-	-
障がい種別不明	5	-	-	-	-	-	-
65歳以下	54	-	2	1	1	1	-
18歳以下	9	-	-	1	1	1	-

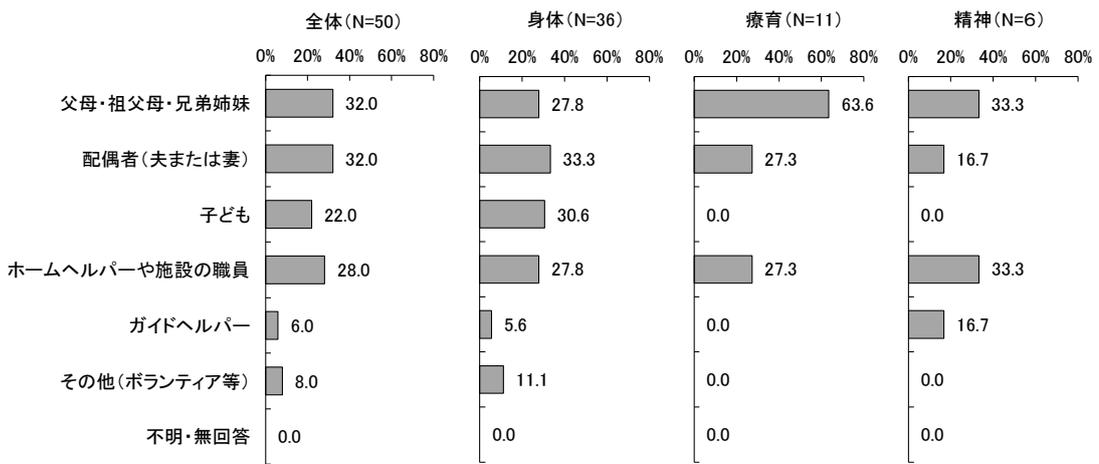
件数	中心静脈 栄養 (IVH)	カテーテル 留置	ストマ (人工肛門・ 人工膀胱)	服薬管理	透析	受けて いない	その他	不明・ 無回答
全体	-	2	4	23	5	56	4	26
身体	-	2	4	15	5	40	2	19
療育	-	-	-	5	-	10	1	2
精神	-	-	-	5	-	4	1	5
障がい種別不明	-	-	-	1	-	2	1	1
65歳以下	-	-	-	10	2	30	2	8
18歳以下	-	-	-	2	-	7	-	0

③外出について

外出の際の主な介助者について、療育手帳所持者は「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が他の手帳所持者に比べて高くなっています。

外出時に困ることについては、身体障害者手帳所持者は「道路や駅に階段や段差が多い」や「建物などにスロープやエレベータ・障がい者用トイレなどがなく、不便」など物理的なことの割合が高くなっていますが、療育手帳所持者は「困ったときにどうすればいいのか心配」や「他人との会話が難しい」などコミュニケーションに関する割合が高くなっています。

■外出の際の主な介助者（手帳別）



■外出時に困ることについて（手帳別、年齢別）

件数	合計	公共機関が少ない(ない)	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	建物などにスロープやエレベータ・障がい者用トイレなどがなく、不便	介助者が確保できない	移動支援のための福祉サービスが利用しづらい
全体	122	19	18	27	16	16	5	7
身体	88	15	12	23	7	14	4	6
療育	19	3	2	2	5	1	1	1
精神	15	3	4	1	3	1	1	1
障がい種別不明	5	-	1	2	1	1	-	-
65歳以下	54	9	6	10	9	9	2	2
18歳以下	9	1	2	2	3	2	1	1

件数	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困ったときにどうすればいいのか心配	他人との会話が難しい	その他	困ることは特にない	不明・無回答
全体	14	8	19	24	14	9	25	20
身体	10	5	15	12	5	7	18	15
療育	2	3	3	8	7	1	4	1
精神	5	1	4	5	3	1	4	2
障がい種別不明	-	-	-	-	-	-	-	2
65歳以下	9	5	13	17	10	3	12	3
18歳以下	2	2	2	5	2	1	1	-

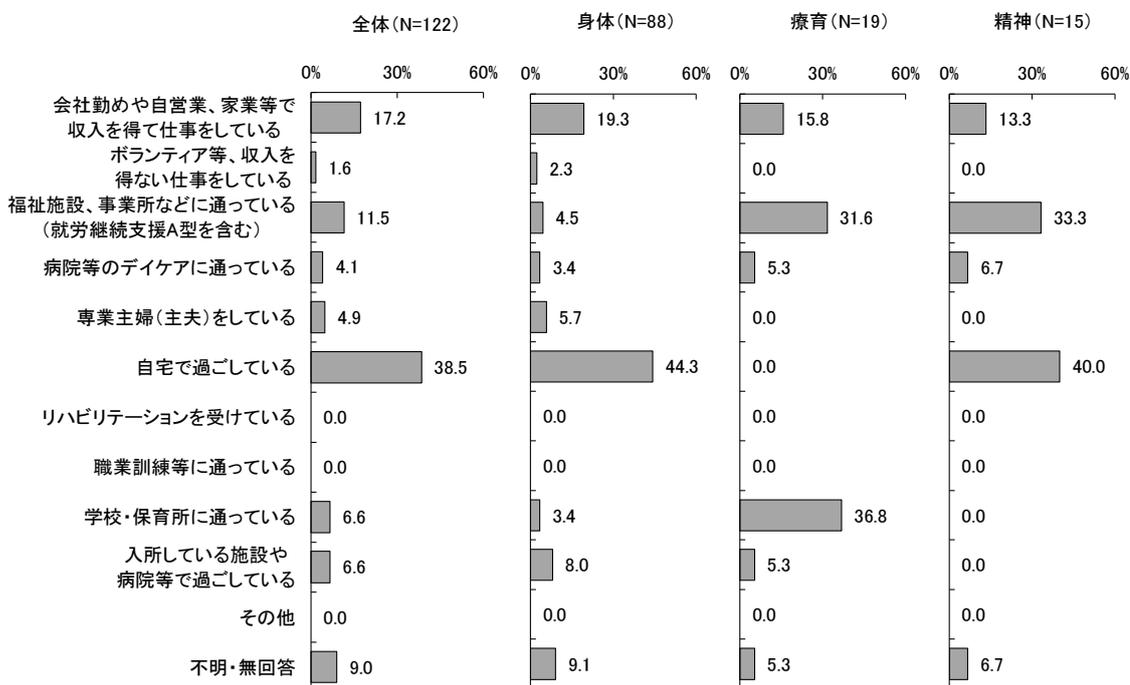
④日中の過ごし方について

日中の過ごし方について、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「自宅で過ごしている」割合が高いですが、療育手帳所持者は「学校・保育所に通っている」「福祉施設、事業所などに通っている」割合が高くなっています。

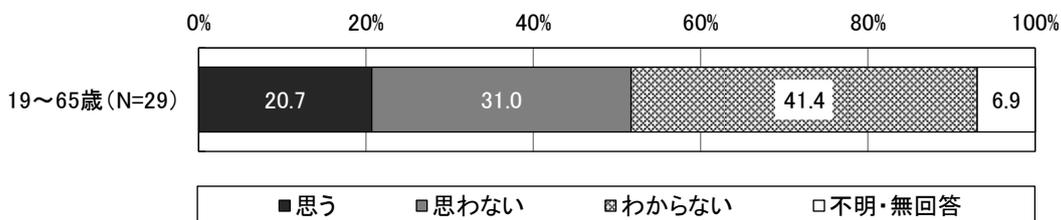
19～65歳の方で、収入を得る仕事をしたい割合は20.7%となっています。

65歳以下の方で、就労に必要な支援について「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」と「通勤手段の確保」の割合が高くなっています。手帳別で見ると、療育手帳所持者は「通勤手段の確保」が他の手帳所持者に比べて高くなっています。

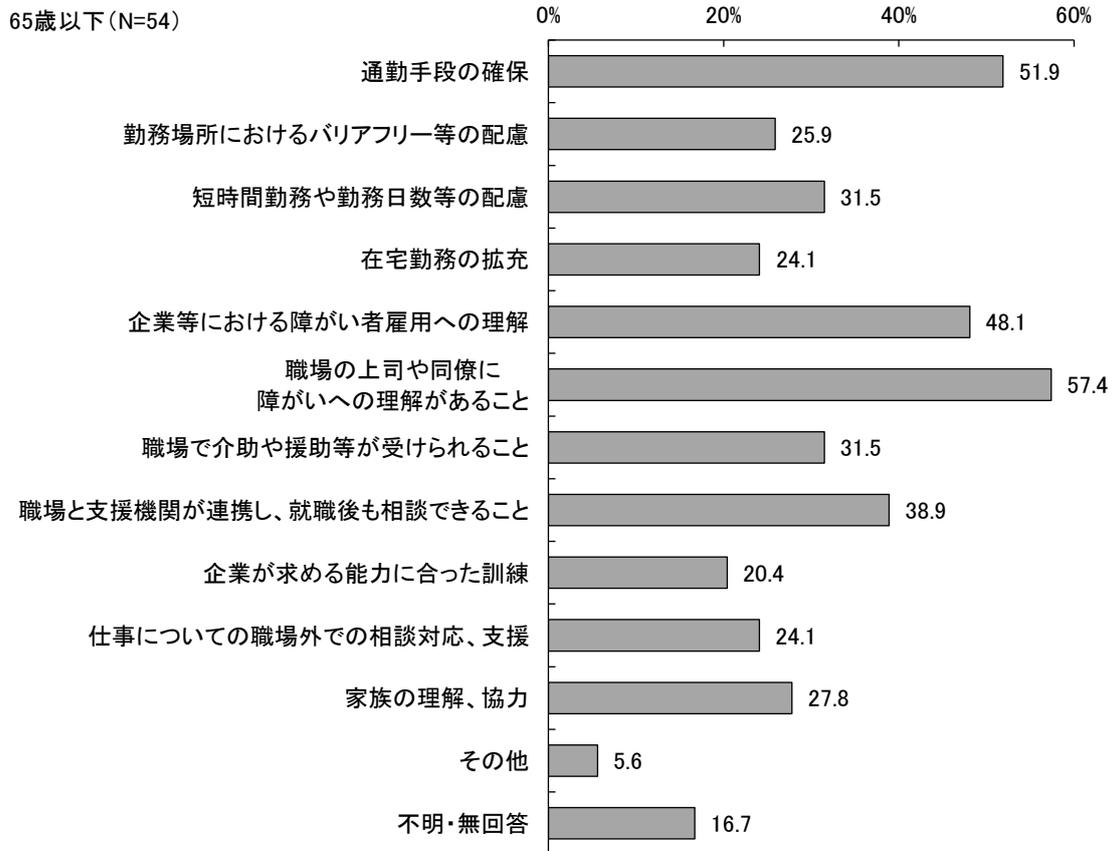
■日中の過ごし方（手帳別）



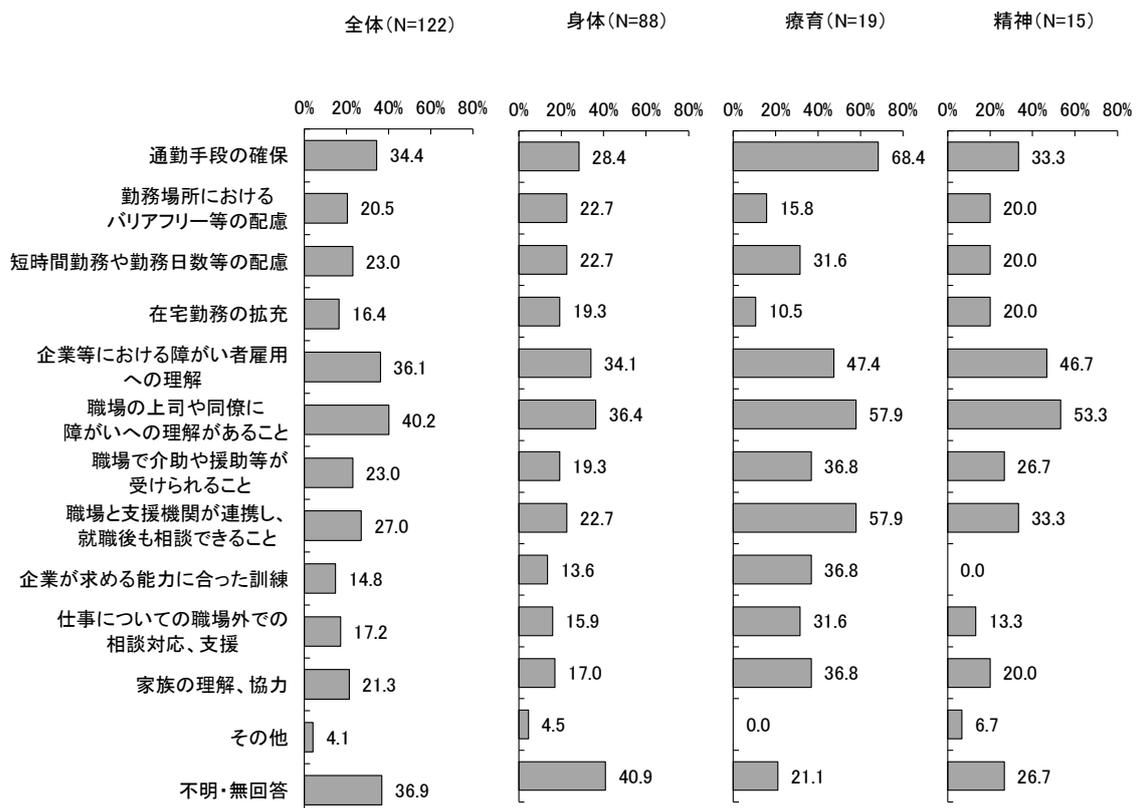
■収入を得る仕事をしたいと思うか（19～65歳）



■就労支援で必要だと思うこと（65歳以下）



■就労支援で必要だと思うこと（手帳別）

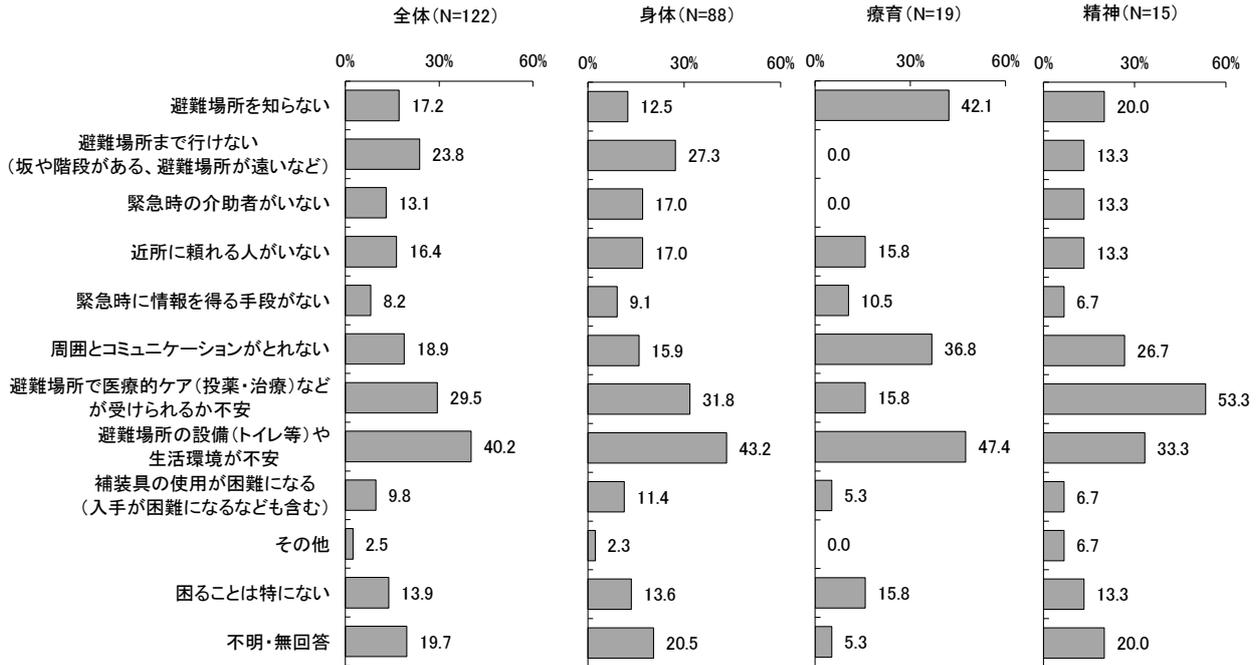


⑤災害時の安全・安心について

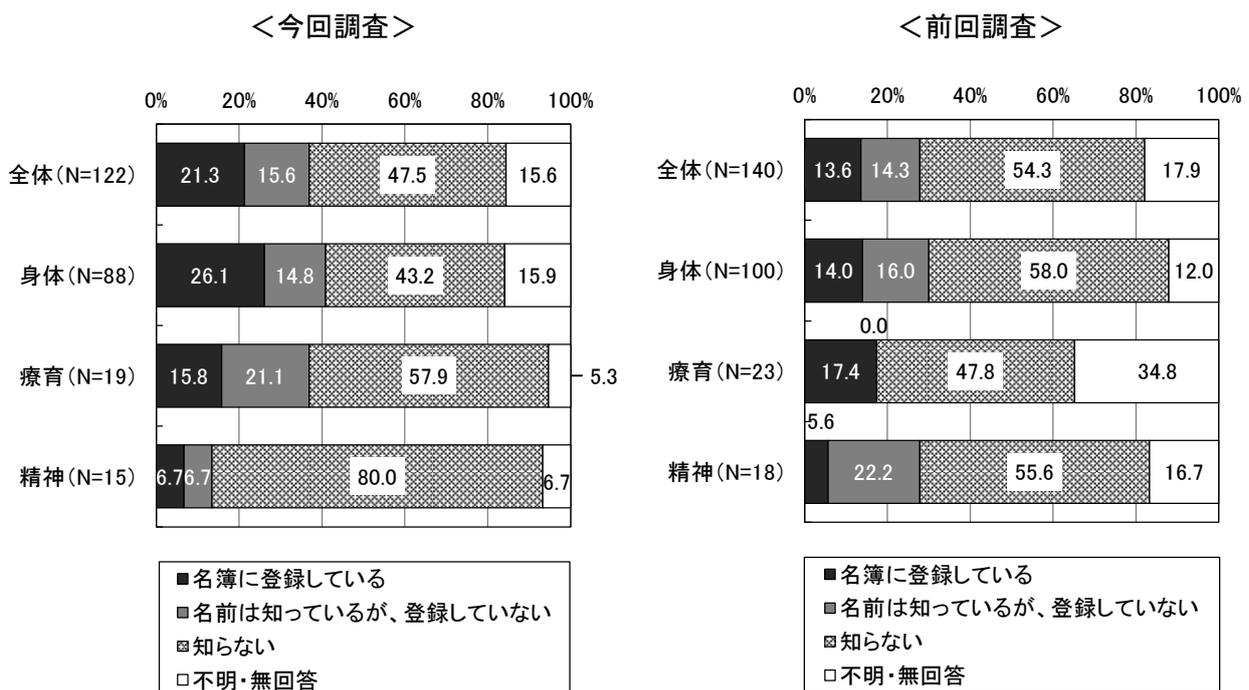
災害時に困ることについては、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は「避難場所の設備や生活環境が不安」の割合が高くなっています。療育手帳所持者は「避難場所を知らない」も高くなっています。

避難行動要支援者名簿への登録は、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、前回調査時よりも「名簿に登録している」割合が高くなっています。

■災害時に困ること



■避難行動要支援者名簿の認知度

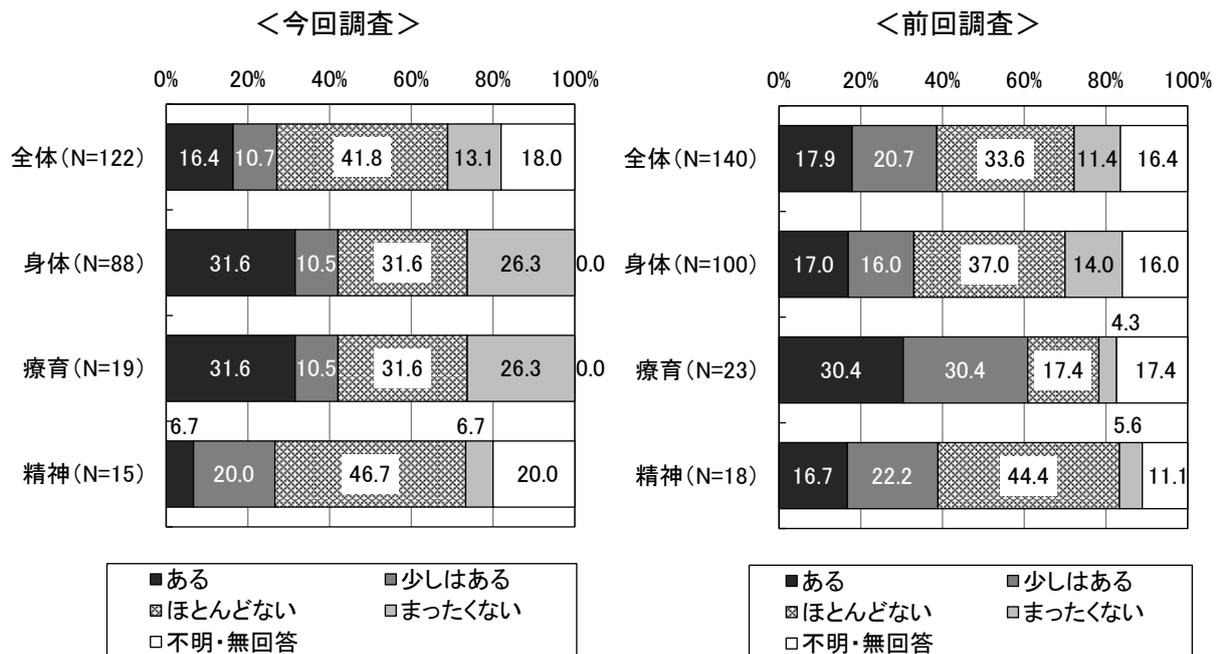


⑥障がいのある人への差別・偏見について

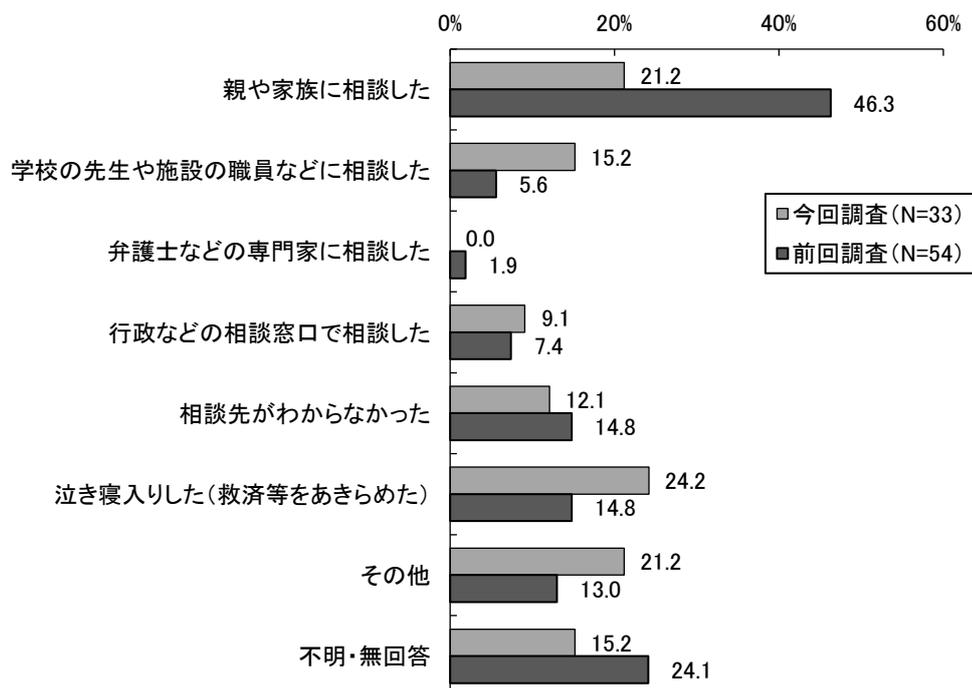
障がいのある人への差別・偏見について、身体障害者手帳所持者は『ある』（「ある」と「少しはある」の合計）の割合が前回調査時より高くなっています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、前回調査時より低下しています。

差別・偏見を感じたときの対応について、「泣き寝入りした（救済等をあきらめた）」が24.2%で、前回調査時より高くなっています。

■差別・偏見を感じること（手帳別）



■差別・偏見を感じたときの対応



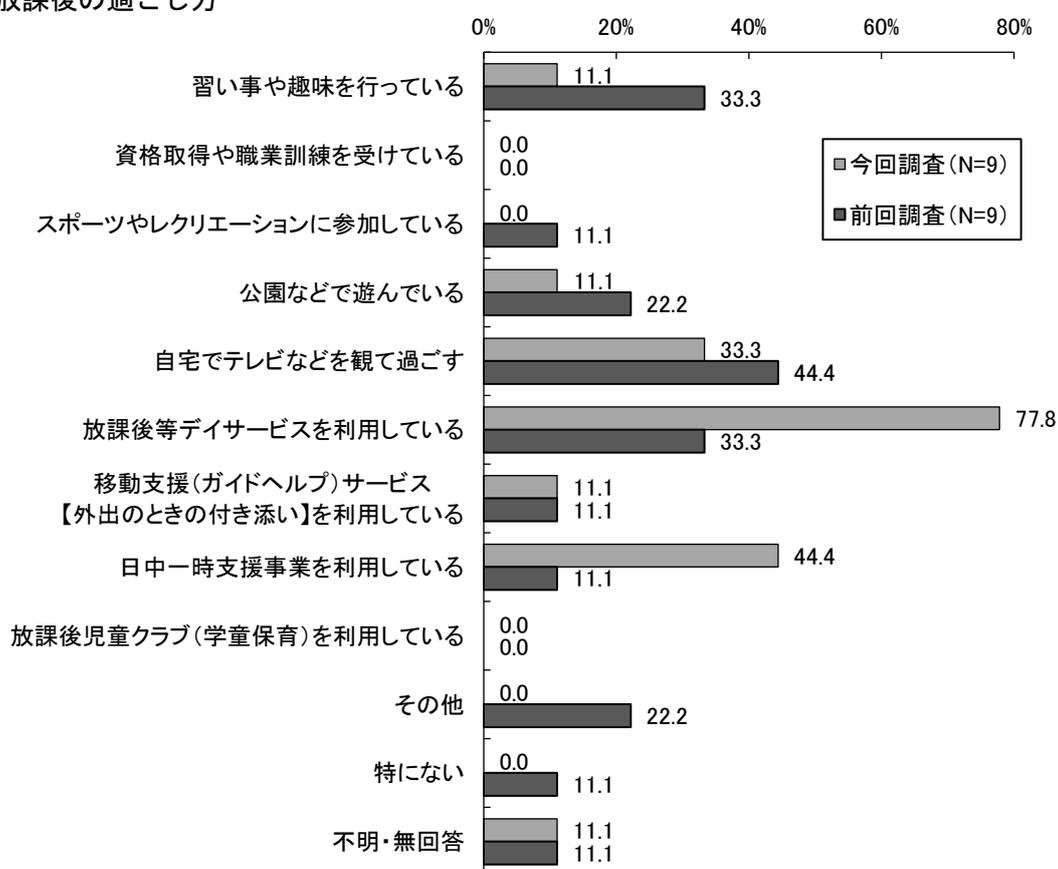
⑦保育・教育について（18歳以下対象調査）

休暇・放課後の過ごし方について、前回調査時と比べると、「習い事や趣味を行っている」、「自宅でテレビなどを観て過ごす」の割合が低下しています。「放課後等デイサービスを利用している」、「日中一時支援事業を利用している」の割合が上がっています。

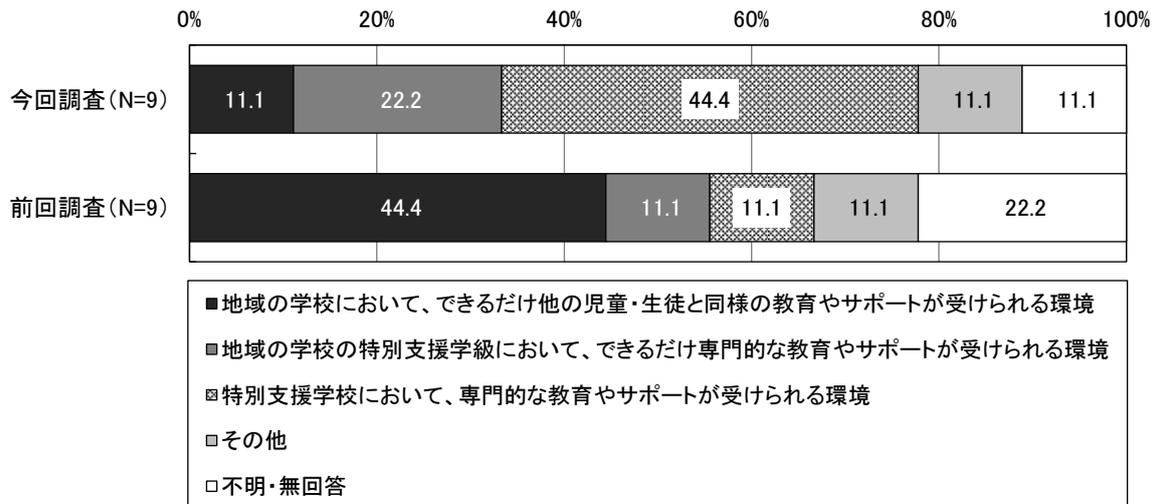
望ましい就学環境については、前回調査時に比べて「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が低下し、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が上がっています。

今後の保育や教育で必要だと思うことについては、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」が最も高くなっています。

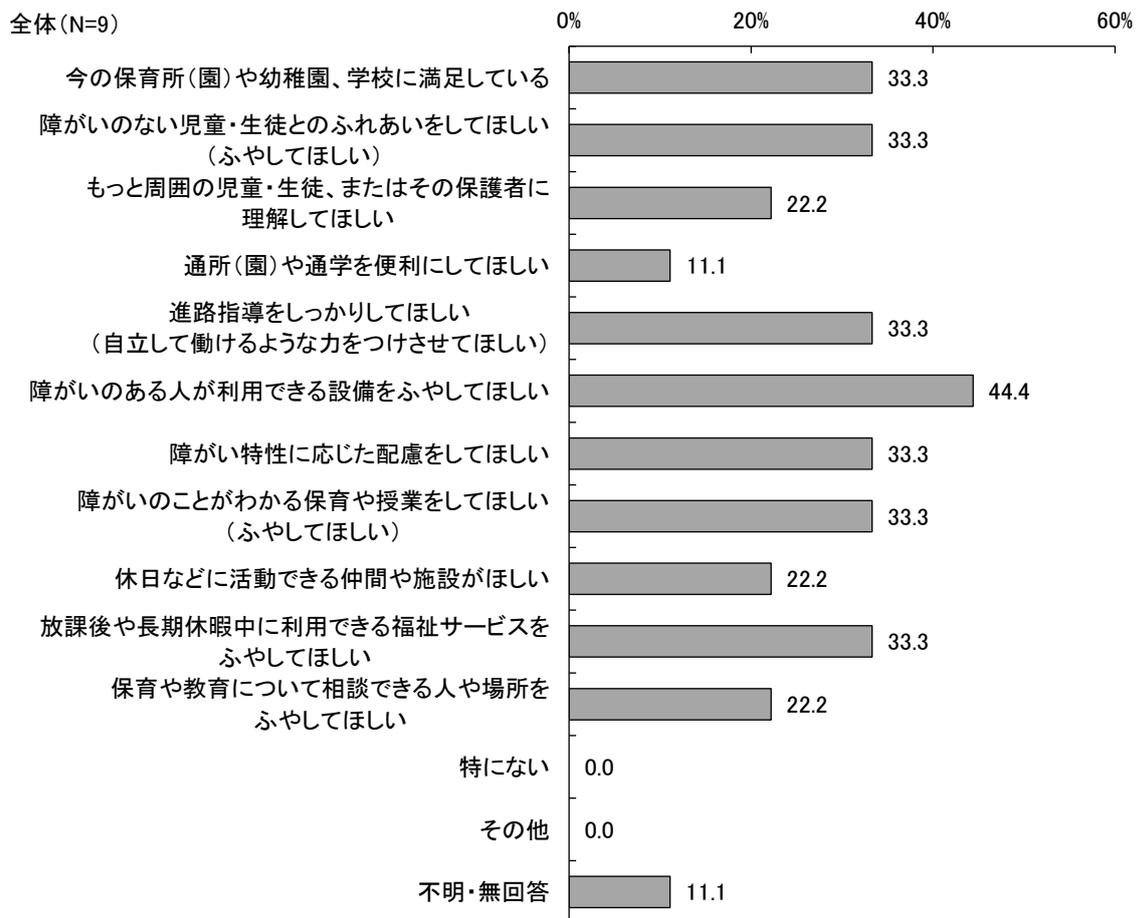
■休暇・放課後の過ごし方



■望ましい就学環境



■今後の保育や教育について必要だと思うこと



3. ヒアリング調査からみる現状

(1) 障がいのある人の団体への調査

【調査概要】

障がいのある人の実態やニーズを把握するため、町内の障がい者団体を対象にヒアリング調査を行いました。

- 調査期間：令和2年（2020年）9月
- 調査対象：豊郷町手をつなぐ育成会、豊郷町身体障害者更生会

【ヒアリング結果】

①団体の活動で困っていること、不安に感じていること

- ・若い人の新規加入が少なく、会員（保護者）の高齢化が進んでいる。
- ・役員の後継者がいない。
- ・障がいの内容や必要な支援が一人ひとり異なることを知ってもらいたい。

②行政や地域への期待

- ・地域の人に対しては、障がいのある人との対話や交流を期待している。
- ・行政に対しては、緊急時の受け入れの体制づくりや、専門的な人材の確保を期待している。
- ・災害時の避難支援の仕組みづくり。

③今後、取り組んでいきたいこと

- ・会の活動を知ってもらい、若い世代の加入を促進するとともに、次の世代に活動を引き継いでもらえる取組をする。
- ・スポーツ団体と連携し、障がい者スポーツに取り組みたい。
- ・障がいのある人もない人も交流できる事業。

④障がいのある人が地域で暮らすために必要だと思うこと

- ・行動支援、移動支援、ショートステイ、ホームヘルプ、重度訪問介護、訪問介護、日中一時支援等の充実。
- ・バリアフリー等、障がいのある人に優しいまちであること。

⑤障がい福祉施策を進める上で、重点的に取り組むべき課題

- ・強度行動障がい者の24時間体制での受け入れ先を既存の施設で予算と人を配置して、1対1で対応できる体制を早くつくってほしい。

⑥豊郷町で不足していると思うサービスとその理由、解決に向けたアイデア等

- ・強度行動障がい支援について、1カ所で受け止める体制の構築。予算と専門性のある職員を確保してもらいたい。
- ・行動援護について、支援区分に関係なく、ニーズに応じて支援してもらいたい。

⑦ご意見

- ・発達障がいのある人に対する理解を促す取組を進めてもらいたい。

(2) サービス事業所対象の調査

【調査概要】

障がいのある人のサービスの利用実態やニーズを把握するため、町内の障がい者サービス事業所を対象にヒアリング調査を行いました。

- 調査期間：令和2年（2020年）9月～10月
- 調査対象：あすなろ福祉会、社会福祉法人とよさと、医療法人遥山会 等

①利用者からの依頼に対し、サービスが提供できなかったことの有無、理由

- ・施設設備がバリアフリー対応になっていないため、車いすを使用する人を受け入れることができなかった。
- ・児童の計画相談が増加し、対応しきれないこともある。相談員の数足りない。
- ・児童対象の居宅介護など、放課後など同じ時間帯に利用希望が集中する。

②サービスの提供にあたって、感じている課題

- ・障がいのある人が高齢になったときの受け皿の確保が難しい。高齢者施設はユニット型が主流となり、利用料が高いため国民年金では入居できない。
- ・障がいの重度化や高齢化などニーズが多様化し、支援する体制が追い付かない。
- ・緊急時の受け入れ体制の構築が必要。

③サービスの質の向上のために必要なこと

- ・障がい特性に応じた支援ができるように研修の充実が必要。
- ・相談支援専門員の増員と資質の向上。
- ・夜間支援体制の充実。
- ・研修を充実させ、職員の障がいに対する理解促進や人権意識の向上を図る。
- ・障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての研修を行う。

④事業所の運営上の課題

- ・報酬単価が年々下げられ、施設建設時の返済が計画通りに進まない。修繕の積立もできず、施設の改修ができない。
- ・若手の職員の確保が難しく、スタッフの高齢化が進んでいる。新卒者の採用が難しい。
- ・利用者の確保が難しい。
- ・職員の研修・育成を行う時間や余裕がない。

⑤障がいのある人の自立した生活を支援するために必要なこと

- ・障がいのある人だけでなく、その家族への支援も必要。支援の趣旨や必要性を家族に理解してもらうことが必要。
- ・緊急時の支援体制の構築やグループホームなど入所施設の増設。
- ・夜間の生活支援の充実。
- ・金銭管理や契約等の権利擁護に関する支援の充実。

⑥新型コロナウイルスの影響

- ・グループホームで介護者が感染した場合のフォロー体制が心配。
- ・春以降、ショートステイや移動支援等の利用が減少している。
- ・感染を恐れて、生活介護の利用も減少している。家族が頑張っていると思われるが、外出できない利用者のストレスや、家族の負担が懸念される。
- ・現在の状況はしばらく続くと思われる。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 障害福祉サービスの提供についての考え方

計画において、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤を整備する上で、以下の通り、国の基本指針の見直しを踏まえて作成します。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点の機能充実を進めるとともに、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を進める必要があります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がいのある人の退院後1年以内の地域における平均生活日数について目標を定めることが追加されました。また、ギャンブル依存症等について、理解を深める啓発や関係機関の連携による支援を行う必要があります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

就労継続支援の取組を評価するため、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の目標値が盛り込まれました。また、「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の推進や、大学生や高齢者に対する就労支援が追加されました。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制に取り組む必要があります。

(5) 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者等に対して適切に対応するため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の充実を図ることや専門医療機関の確保の重要性が盛り込まれました。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

難聴障がい児の支援体制に取り組む方向性が盛り込まれました。また、今後の障害児入所施設の果たすべき役割や障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が協議を行う体制整備の必要性も追加されました。重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズを把握する必要性についても明記されています。

(7) 障がい者による文化芸術活動の推進

障がい者が文化芸術活動を通じて個性と能力を発揮し、社会参加を図ることや、文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進することが盛り込まれました。

(8) 障害福祉サービス等の質の確保

多様な障害福祉サービスを円滑に実施し、適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実に加え、適正なサービス提供が行われているかを情報収集する取組について盛り込まれました。

(9) 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉事業を実施するための人材確保の必要性が盛り込まれました。

(10) その他

・相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する必要性が盛り込まれました。

・障害児通所支援体制の教育施策との連携

支援が必要な子どもやその保護者が、切れ目のない支援を受けることができるよう、障がい福祉担当部署と教育委員会が緊密な連携を図ることや、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施にあたっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要という考えが示されました。

第4章 本計画期間中の目標

1. 令和2年度（2020年度）までの達成状況

（1）障害福祉サービス

①施設入所者の地域生活への移行

目標	達成状況
施設入所者の地域生活への移行人数	
1人	0人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	達成状況
湖東圏域での保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する	設置済

③地域生活支援拠点等の整備

目標	達成状況
地域生活支援拠点の整備数	
湖東圏域（1市4町）で1カ所	湖東圏域（1市4町）で1カ所

※湖東圏域の地域生活支援拠点は面的整備で設置している。複数の事業所がそれぞれの役割を担うことで地域生活支援拠点としての機能を果たしている。

④福祉施設から一般就労への移行等

目標	達成状況
福祉施設から一般就労への移行者数	
1人	1人
就労移行支援事業の利用者数	
1人	1人

(2) 障害児福祉サービス

①重層的な地域支援体制の構築

目標	達成状況
児童発達支援センターの設置数	
愛知郡・犬上郡で1カ所	未設置
保育所等訪問支援が利用できる体制整備	
愛知郡・犬上郡で1カ所	愛知郡・犬上郡で1カ所

②医療的ニーズへの対応

目標	達成状況
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	
湖東圏域（1市4町）で1カ所	湖東圏域（1市4町）で1カ所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	
湖東圏域（1市4町）で1カ所	湖東圏域（1市4町）で1カ所
医療的ケア児を支援する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携を図る協議の場の設置	
設置済	設置済

2. 令和5年度（2023年度）未までの目標設定

（1）施設入所者の地域生活への移行

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度（2019年度）末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。 ○施設入所者数を令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数の1.6%以上削減。
--------	---

【考え方】

施設入所者の地域生活移行者数について、第5期障がい福祉計画の目標値1人に対して実績値は0人となっています。

令和元年度（2019年度）末の施設入所者数は12人となっており、1人の削減が必要となります。入所者の事情や家族関係等を考慮し、本町の目標は、1人とします。

滋賀県独自の指標である県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する数値目標については、本町では県外福祉施設入所者は1人となっているため、県外施設入所者1人の削減を目標とします。

実績値		目標値	
令和元年度（2019年度）末の施設入所者数	12人	令和5年度（2023年度）未までの施設入所者の地域生活移行者数	1人
		令和5年度（2023年度）未までの施設入所者の削減数	1人
令和元年度（2019年度）末の県外施設入所者数	1人	令和5年度（2023年度）未までの県外施設入所者の削減数	1人

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇。 ○精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。 ○精神病床における退院率の上昇。
--------	--

【考え方】

市町村においては目標の設定は必要ありませんが、精神障がいのある人を地域で支えるため、「滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム湖東圏域推進協議会」を設置し、湖東圏域の保健医療福祉関係者でネットワークをつくり、長期入院者の地域移行及び地域定着に関することなどについて協議する場を設けています。

活動指標		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	1	1	1
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人／年	24	24	24
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国が示す目標	<p>○令和5年度（2023年度）末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。</p> <p>○機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。</p>
--------	---

【考え方】

障がいのある人の地域生活を支え、緊急時に対応できる地域生活支援拠点等について、湖東圏域（1市4町）での整備を進め、令和2年度（2020年度）に運用を開始しています。機能充実のため、引き続き、運用状況の検証、検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

国が示す目標	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度（2019年度）実績の1.27倍以上とする。</p> <p>○就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和元年度（2019年度）実績の1.26倍以上とする。</p> <p>○就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和元年度（2019年度）実績の1.23倍以上とする。</p>
--------	--

【考え方】

令和元年度（2019年度）に就労移行支援事業を利用して一般就労した人数は0人となっています。国の基本指針では、その1.27倍以上を目標に設定する必要があります。豊郷町では、令和5年度（2023年度）において1人の一般就労への移行を目標とします。

令和元年度（2019年度）における就労継続支援A型から一般就労への移行者数は、1人となっています。国の基本指針では、1.26倍以上増を目標とする必要があります。豊郷町では、令和5年度（2023年度）末における就労継続支援A型から一般就労への移行者数の目標を2人とします。

令和元年度（2019年度）における就労継続支援B型から一般就労への移行者数は0人となっています。国の基本指針では、1.23倍以上増を目標とする必要があります。令和5年度（2023年度）末における就労継続支援B型から一般就労への移行者数は、1人とします。

実績値		目標値	
令和元年度（2019年度）に福祉施設から就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行した人数	1人	令和5年度（2023年度）に福祉施設から就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行する人数	4人
令和元年度（2019年度）に就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した人数	0人	令和5年度（2023年度）に就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する人数	1人
令和元年度（2019年度）における就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1人	令和5年度（2023年度）における就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人
令和元年度（2019年度）における就労継続支援B型から一般就労への移行者数	0人	令和5年度（2023年度）における就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1人

②就労定着支援事業の利用促進

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するうちの7割が就労定着支援事業を利用する。 ○就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
--------	---

【考え方】

就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する人に対して、就労定着支援事業の利用を促進するとともに、質の向上に向けた働きかけを進めます。

（5）障害児通所支援等の地域支援体制の整備

①重層的な地域支援体制の構築

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上設置する。 ○各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターにおいて、令和5年度（2023年度）末までにすべての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
--------	--

【考え方】

発達が気になる児童に対し、療育や相談支援を行う児童発達支援センターについて、愛知郡・犬上郡4町で1カ所の設置をめざします。

保育所等訪問支援については、4町で運用する療育教室において実施しています。

②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

国が示す目標	<p>○令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和5年度（2023年度）末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</p>
--------	---

【考え方】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域で利用できる状況にあります。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、湖東圏域（1市4町）自立支援協議会を協議の場としています。

また、令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

（6）相談支援体制の充実・強化等

国が示す目標	○令和5年度（2023年度）末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。
--------	--

【考え方】

相談支援体制の充実・強化は、湖東圏域内の基幹相談支援事業所を中心とした実施体制の確保をめざします。

人材育成に関しては、各種相談支援専門員研修の受講や湖東地域障害者自立支援協議会による研修の開催、圏域連絡会への参加や町の福祉部門との連携等を通じて相談支援体制の充実・強化を図ります。

活動指標		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	1	2	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	5	6	7
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	21	21	21
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数	人／年	20	21	23

(7) 障害福祉サービスの質の向上

国が示す目標	○令和5年度（2023年度）末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
--------	---

【考え方】

県や専門機関が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ適宜参加し、職員の資質の向上に努めます。

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果については、必要に応じて事業所や関係自治体と連携を取りあい、共有を行っているため、引き続きこの体制を継続していきます。

活動指標		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人／年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有
実施回数	回／年	12	12	12

(8) 発達障がい者支援の一層の充実について

国が示す目標	○保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保する。
--------	---

【考え方】

発達障がい者等に対する支援は、母子保健で発達相談を受け付けています。また、就園児の発達支援教室を行っています。発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の家族等に対する支援体制の構築を検討していきます。必要があると認められるときは、見込量の変更を行います。

活動指標		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人／年	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人／年	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人／年	0	0	0

第5章 本計画における見込量と整備方針

1. 障害福祉サービスの実績と見込量

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	対象となる人	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上。 通院等介助については、障害支援区分2以上で、かつ「歩行」は「全面的な支援が必要」、「移乗」「移動」は「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」、「排尿」「排便」は「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」のいずれか1つ以上に認定。	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分が4以上。 かつ、二肢以上に麻痺等があるもので「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにおいても「支援が不要」以外。または、認定調査項目で行動関連項目等の合計点数が10点以上。	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動中の介護及び生活等に関する相談等を総合的に行います。
行動援護	障害支援区分3以上。 認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上。	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等で、同行援護アセスメント調査票により「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」のいずれかが1点以上で、「移動障がい」の点数が1点以上。	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等、必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難を有する者。四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にあり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある方または最重度の知的障がいのある方。行動関連項目等の合計10点以上。	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■第5期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
居宅介護	人	計画値	19	19	20
	時間		270	270	280
	人	実績値	22	25	29
	時間		383	385	470
重度訪問介護	人	計画値	1	1	1
	時間		10	10	10
	人	実績値	1	1	1
	時間		6	4	3
行動援護	人	計画値	6	6	7
	時間		140	140	160
	人	実績値	5	4	3
	時間		236	251	305
同行援護	人	計画値	4	4	5
	時間		110	110	140
	人	実績値	4	5	4
	時間		145	169	122
重度障害者等包括支援	人	計画値	0	0	0
	時間		0	0	0
	人	実績値	0	0	0
	時間		0	0	0

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
居宅介護	人	29	31	34
	時間	505	539	592
重度訪問介護	人	1	1	1
	時間	7	7	7
行動援護	人	4	4	5
	時間	318	318	397
同行援護	人	5	5	5
	時間	181	181	181
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

《見込量達成のための方策》

居宅介護は、年々ニーズが増加しており、必要量を提供できる体制の充実に努めます。
 重度訪問介護、行動援護、同行援護も利用実績があり、引き続き提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	対象となる人	内容
生活介護	障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上。50歳以上の場合は区分2（障がい者施設に入所する場合は区分3）以上。生活介護と施設入所支援の利用の組み合わせを希望する方で区分4（50歳以上では区分3）より低い方。	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供など、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した方で地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。特別支援学校を卒業した方で地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションなどの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所した方で地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方。特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方で、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な方。	障害者支援施設やサービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
宿泊型 自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がいのある方・精神障がいのある方。	知的障がいまたは精神障がいのある方に対し、居室その他の設備を利用してもらうとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス名	対象となる人	内容
就労移行支援	就労を希望する方で、単独で就労が困難なため就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介やその他の支援が必要な65歳未満の方。あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許または灸師免許を取得することにより就労を希望する方。	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援A型	就労移行支援事業を利用したが、一般就労に結びつかなかった方。特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、一般就労に結びつかなかった方。就労経験のある方で、現在は就労していない方。	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。(雇用型)
就労継続支援B型	就労経験がある方で年齢や体力の面で一般就労が困難な方。50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者。就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面の課題が把握されている方。施設入所者は市町村が必要と認められた方。	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。(非雇用型)
就労定着支援	就労移行支援等の利用後に一般就労し、就労継続期間が6カ月を経過した方。	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う呼吸管理を行っている方で、障害支援区分6の方。筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方等。	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所	福祉型は区分1以上。 医療型は遷延性意識障がいのある児童・人、ALS等の疾患のある人及び重症心身障がいのある方や児童。	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■第5期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
生活介護	人	計画値	23	23	24
	人日		414	414	432
	人	実績値	22	22	19
	人日		389	413	411
自立訓練 (機能訓練)	人	計画値	0	0	0
	人日		0	0	0
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	計画値	0	0	0
	人日		0	0	0
	人	実績値	1	1	0
	人日		14	13	5
宿泊型自立訓練	人	計画値	3	3	4
	人日		18	18	24
	人	実績値	3	1	1
	人日		23	29	2
就労移行支援	人	計画値	1	1	1
	人日		20	20	20
	人	実績値	0	1	1
	人日		1	21	20
就労継続支援A型	人	計画値	3	3	3
	人日		45	45	45
	人	実績値	3	4	4
	人日		48	61	73
就労継続支援B型	人	計画値	32	33	34
	人日		576	594	612
	人	実績値	30	29	29
	人日		525	511	508
就労定着支援	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
療養介護	人	計画値	2	2	2
		実績値	2	3	3
短期入所	人	計画値	6	6	6
	人日		24	24	24
	人	実績値	6	4	1
	人日		43	19	7

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名		単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
生活介護	人		22	23	24
	人日		414	432	451
自立訓練（機能訓練）	人		0	0	0
	人日		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人		1	1	1
	人日		14	14	14
宿泊型自立訓練	人		1	1	1
	人日		6	6	6
就労移行支援	人		1	1	1
	人日		20	20	20
就労継続支援 A 型	人		6	6	6
	人日		96	96	96
就労継続支援 B 型	人		30	31	32
	人日		525	542	560
就労定着支援	人		0	0	1
療養介護	人		3	3	3
短期入所	医療型	人	1	1	1
		人日	5	5	5
	福祉型	人	5	5	5
		人日	25	25	25

《見込量達成のための方策》

生活介護は、特定支援学校卒業生の日中活動の場として、一定のニーズを見込んでいます。生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型についても利用実績があり、今後も利用できる体制の確保に努めます。

就労定着支援については、利用を促進します。

短期入所は、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れができない状況のため利用が減少していますが、例年同様の利用ができるように努めます。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	対象となる人	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方。身体障がいのある方は、65歳未満または65歳までに障害福祉サービスを利用したことがある方。	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4以上の方。自立訓練または就労移行支援や就労継続支援B型の利用者で入所しながら訓練をすることが必要かつ効果的な方。	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行し、理解力や生活力等に不安がある方。一人暮らしをしている方または、家族と同居していても家族による支援が見込めない方で自立生活援助による支援が必要な方。	一人暮らしをする障がいのある方に対し、定期的な巡回訪問や相談対応等により、必要な情報の提供や助言、相談に応じるなど、自立した日常生活に必要な援助を行います。

■第5期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
共同生活援助	人	計画値	10	11	11
		実績値	12	11	10
施設入所支援	人	計画値	7	7	7
		実績値	6	9	9
自立生活援助	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

※令和2年度(2020年度)分については、令和2年(2020年)9月末時点の実績からの見込値
実績値は1カ月ごとの利用者数を足したものを12カ月で除した数値

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
共同生活援助	人	10	10	12
うち、精神障がい者	人	4	4	4
施設入所支援	人	9	9	8
自立生活援助	人	0	0	1
うち、精神障がい者	人	0	0	1

《見込量達成のための方策》

共同生活援助は、家族の高齢化の中でニーズが見込まれます。

施設入所支援は、令和5年度（2023年度）の目標を踏まえて、1人の減少をめざします。

自立生活援助は、湖東圏域において事業を確保できるよう、働きかけます。

(4) 相談支援

■相談支援の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■第5期計画における実績

(実人数・月平均)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
計画相談支援	人/年	計画値	70	71	72
		実績値	86	82	91
	人/月	実績値	25	32	29
地域移行支援	人/年	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
	人/月	実績値	0	0	0
地域定着支援	人/年	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
	人/月	実績値	0	0	0

※令和2年度(2020年度)分については、令和2年9月末時点の実績からの見込値

(人/年)は年間の実人数、計画相談支援(人/月)は月平均利用人数

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の見込量を国、県の指標に合わせるため月平均利用人数および月平均利用日数も記載

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
計画相談支援	人/月	33	35	37
地域移行支援	人/月	0	0	1
うち、精神障がい者	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1
うち、精神障がい者	人/月	0	0	1

《見込量達成のための方策》

障害福祉サービスの利用が年々増加しており、適切なサービス利用計画を作成できるよう、相談員の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

■第5期計画における実績

サービス名			H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	無

※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の予防のため開催見合わせ

■本計画における見込量

サービス名		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

《見込量達成のための方策》

国の補助金事業としては実施していませんが、「障害者週間」や「人権週間」などの機会に障がいのある人についての啓発活動を実施しています。湖東圏域でも、「障害理解を深めるための講演会」を実施しており、今後も継続的に実施していきます。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対する支援方策を検討・実施します。

■第5期計画における実績

サービス名			H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

■本計画における見込量

サービス名			R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	有

《見込量達成のための方策》

国の補助事業としては実施していませんが、避難行動要支援者名簿を活用した災害訓練を実施しており、本人・家族の交流会等についても継続的に進めます。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談(障害者相談支援事業)を行います。
基幹相談支援センター	障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援に対応できるような、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等)を配置するほか、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのある人に、入居への支援、家主等への相談、助言を行います。

■第5期計画における実績

サービス名			H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
障害者相談支援事業	力所	計画値	9	9	9
		実績値	7	7	7
基幹相談支援センター	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	検討	検討	検討
		実績値	無	無	無

■本計画における見込量

サービス名			R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
障害者相談支援事業	力所		7	8	8
基幹相談支援センター	設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無		検討	検討	検討

《見込量達成のための方策》

障害者相談支援事業については、7カ所で実施していますが、ニーズが年々増加しており、身近な場所で相談ができる体制の充実に努めます。

基幹相談支援センターについては、社会福祉法人とよさと「ステップアップ21」に委託しています。相談機能の充実・強化を図るため、必要な人員を確保し、障がいのある人の地域生活を支援できる体制の充実に取り組みます。

住宅入居等支援事業については、必要に応じて提供できるよう、ニーズの把握に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人の報酬の一部を助成します。

■第5期計画における実績

(年間)

サービス名			H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
成年後見制度利用支援事業	件	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

※令和2年度(2020年度)は9月末までの実績値

■本計画における見込量

(年間)

サービス名			R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
成年後見制度利用支援事業	件		1	1	1

《見込量達成のための方策》

成年後見制度利用支援事業の利用実績はありませんが、必要に応じて利用できる体制は確保しています。障がいのある人の実情等の把握に努め、成年後見制度のあり方について検討します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■第5期計画における実績

サービス名			H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

■本計画における見込量

サービス名			R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		有	有	有

《見込量達成のための方策》

令和3年度(2021年度)に1市4町(彦根・愛荘・豊郷・甲良・多賀)で設置する彦愛犬権利擁護サポートセンターを中核機関とし、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みます。関係機関と連携し、適切な利用や相談ができる体制づくりを進めます。

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。

■第5期計画における実績

(年間)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
手話通訳者派遣	件	計画値	5	5	5
		実績値	13	19	18
要約筆記者派遣	件	計画値	15	15	15
		実績値	5	11	5

※令和2年度(2020年度)は9月末までの実績値

■本計画における見込量

(年間)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
手話通訳者派遣	件	20	20	20
要約筆記者派遣	件	10	10	10

《見込量達成のための方策》

障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、引き続きニーズに応えられるよう、提供体制の確保に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具など日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子など。
自立生活支援用具	障がい者（児）の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がい者（児）の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■第5期計画における実績

（年間）

サービス名	単位		H30（2018）	R 1（2019）	R 2（2020）
介護・訓練支援用具	件	計画値	3	3	3
		実績値	0	0	0
自立生活支援用具	件	計画値	3	3	3
		実績値	4	2	0
在宅療養等支援用具	件	計画値	3	3	3
		実績値	1	2	0
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	4	4	4
		実績値	3	3	0
排せつ管理支援用具	件	計画値	235	240	245
		実績値	294	318	268
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	0

※令和2年度（2020年度）は9月末までの実績値

■本計画における見込量

(年間)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4
排せつ管理支援用具	件	275	280	285
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

《見込量達成のための方策》

排せつ管理支援用具の利用は、増加傾向にあります。今後も利用増を見込んで計画値を設定します。そのほかの日常生活支援用具については、一定のニーズに応えられるよう体制づくりを進めます。

⑧移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■第5期計画における実績

(実人数／年間延べ利用時間)

サービス名	単位		H 30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
移動支援事業	人	計画値	17	18	19
		実績値	18	21	11
	時間	計画値	1,000	1,040	1,080
		実績値	880	1,045	960

※令和2年度(2020年度)は9月末までの実績による見込値

■本計画における見込量

(実人数／年間延べ利用時間)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
移動支援事業	人	21	22	23
	時間	1,045	1,100	1,150

《見込量達成のための方策》

新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年度（2020年度）の実績は減少しましたが、障がいのある人の外出を支援するため、引き続きニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターについてⅠ～Ⅲ型の類型を設けて実施し、活動の充実を図ります。

■第5期計画における実績

(年間)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
地域活動支援センター	カ所	計画値	3	3	3
		実績値	2	2	2
地域活動支援センター機能強化事業	カ所	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	1

■本計画における見込量

(年間)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
地域活動支援センター	カ所	3	3	3
地域活動支援センター機能強化事業	カ所	2	2	2

《見込量達成のための方策》

地域活動支援センターⅠ型事業は、湖東圏域1市4町の共同事業として、「ステップアップ21」と「まな」に委託しています。Ⅱ型事業は、生活介護の対象とならない人の日常生活の場として、「ステップアップ21」に委託しています。さらに充実できるよう、努めていきます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■第5期計画における実績

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
日中一時支援事業	人	計画値	15	16	17
	日数		330	352	374
	人	実績値	12	10	10
	日数		333	201	1,213

※令和2年度(2020年度)は9月末までの実績による見込値

■本計画における見込量

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
日中一時支援事業	人	10	11	12
	日数	1,220	1,342	1,464

《見込量達成のための方策》

令和2年度(2020年度)から新たに日中一時支援事業を始めた事業所があり、利用日数が増えています。今後も継続的な利用が見込まれるため、日中活動の場としての提供体制の確保と充実に努めます。

②訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の地域生活を支援するため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

■第5期計画における実績

(実人数／年間延べ利用日数)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
訪問入浴サービス事業	人	計画値	1	1	1
	日数		48	48	48
	人	実績値	0	0	2
	日数		0	0	62

※令和2年度(2020年度)は9月末までの実績による見込値

■本計画における見込量

(実人数／年間延べ利用日数)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
	日数	65	65	65

《見込量達成のための方策》

令和2年度(2020年度)は、訪問入浴サービスの利用がありました。通所による入浴が困難な重度の障がいのある人の在宅生活を支援するため、利用できる体制を確保します。

3. 障害児福祉サービスの実績と見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の子発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中(または利用予定)の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がいのある児童に対して、保護及び日常生活の指導と知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設または指定医療機関に入所する障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制づくりを進めます。

■第5期計画における実績

(実人数、年間延べ利用日数)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
児童発達支援	人	計画値	5	5	5
	人日		140	140	140
	人	実績値	4	2	3
	人日		205	99	190
医療型児童発達支援	人	計画値	1	1	1
	人日		48	48	48
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
放課後等デイサービス	人	計画値	12	12	13
	人日		1,200	1,200	1,300
	人	実績値	13	15	17
	人日		1,268	2,107	2,322
保育所等訪問支援	人	計画値	1	1	1
	人日		6	6	6
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	計画値	0	0	1
	人日		0	0	96
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
福祉型障害児入所施設	人	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
医療型障害児入所施設	人	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	人	計画値	14	15	16
		実績値	16	18	20
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

※令和2年度(2020年度)分については、令和2年(2020年)9月末時点の実績からの見込値
 人日の実績値は1カ月ごとの利用者数を足したものを12カ月で除した数値
 令和2年度(2020年度)の障害児相談支援の実績値は9月末時点での実人数

■第5期計画における実績

(月平均利用人数、月平均利用日数)

サービス名	単位	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
児童発達支援	人	3	2	3
	人日	17	8	16
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
放課後等デイサービス	人	10	13	12
	人日	106	176	174
保育所等訪問支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人	0	0	0
医療型障害児入所施設	人	0	0	0
障害児相談支援	人	8	10	12
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0

※令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の見込量を国、県の指標に合わせるため月平均利用人数および月平均利用日数も記載

■本計画における見込量

(月平均利用人数、月平均利用日数)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
児童発達支援	人	3	3	3
	人日	23	23	23
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
放課後等デイサービス	人	16	17	19
	人日	217	240	262
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	8
福祉型障害児入所施設	人	0	0	1
医療型障害児入所施設	人	0	0	1
障害児相談支援	人	8	10	12
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

《見込量達成のための方策》

放課後等デイサービスのニーズは増加しており、本町と近隣自治体の事業所等で利用できる体制の確保に努めます。

保育所等訪問支援については、愛知郡・犬上郡4町で実施する療育教室で提供できる体制を確保しています。

医療的ケア児の支援については、湖東圏域1市4町の自立支援協議会で協議をしています。

4. 町独自の事業

①豊郷町障害者生活支援事業

■内容

サービス名	内容
豊郷町障害者生活支援事業	町内に在住する障がいのある人に対し、在宅福祉サービスの利用補助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、日常生活相談、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、地域における障がいのある人やその家族の生活を支援し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。 (1) いきいきサロン (2) 相談事業 (3) 各種団体及び共催事業への支援及び指導・育成 (4) 支援区分認定調査への動向 (5) 情報の発信・住民周知・啓発活動
豊郷町障害者等通院費助成事業	障がいのある人の通院のための交通費及び燃料費の一部を助成することにより、生活の負担軽減を図ります。
豊郷町障害者（児）インフルエンザ予防接種助成事業	障がいのある人のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

■第5期計画における実績

(年間実利用人数)

サービス名	単位		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
いきいきサロン	人	計画値	12	12	12
		実績値	14	14	14
障害者等通院費助成事業	人	計画値	160	162	164
		実績値	151	153	144

※令和2年度(2020年度)は9月末までの実績による見込値

■本計画における見込量

(年間実利用人数)

サービス名	単位	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
いきいきサロン	人	14	14	14
障害者等通院費助成事業	人	150	150	150
インフルエンザ予防接種助成事業	人	80	80	80

《見込量達成のための方策》

平成30年度(2018年度)から、障がいのある人及び児童のインフルエンザ予防接種費用の助成事業を開始しました。障がいのある人の健康を守り、生活を支援する事業を継続します。

②高齢障がい者に対する課題等について協議の場の設置

高齢障がい者に対する課題等について協議の場の設置について、湖東圏域1市4町による協議の場の設置について検討を進めます。

③権利擁護事業の実施（成年後見制度利用促進基本計画）

彦愛犬権利擁護サポートセンターを中核機関とし、成年後見制度の利用促進を図るため、以下の内容に取り組みます。

- 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行います。
- 成年後見制度利用についての相談機会を充実します。
- 家庭裁判所が適切な後見人を選任できるように受任者調整等の支援を行います。
- 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が望ましい方には豊郷町社会福祉協議会や関係機関と連携し、円滑な移行を進めます。
- 成年後見人が相談できる支援体制を整備します。

その他、本町では成年後見町長申立てや成年後見人報酬助成を行います。

5. 県からの受託事業

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

■内容

サービス名	内容
医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業	滋賀県立特別支援学校に在籍し、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の保護者による登下校時の送迎負担の軽減を図ります。

令和2度（2020年度）から医療的ケア児の登下校時の自宅と学校間の送迎（看護師を同乗させて行うものに限る。）を保護者に代わって行う事業が開始されています。

資料編

1. 用語集

	用語	説明
あ行	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。全国に2万人いるとされる。
	NPO (NPO法人)	Non Profit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、「特定非営利活動促進法」に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人(特定非営利活動法人)をいう。
か行	強度行動障がい	直接的他害(かみつき、頭つきなど)や間接的他害(睡眠の乱れ、同一性の保持)、自傷行為などが通常考えられない頻度と形式で出現し、養育環境では著しく処遇の困難なものをいう。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ行	社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものをいう。
	障害者基本法	障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年(1970年)に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年(1993年)に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成16年(2004年)、平成23年(2011年)に一部改正が行われている。
	障がい者虐待	「障害者虐待防止法」の対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障害者手帳を取得していない場合も含まれる。具体的には、「身体的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」の虐待が挙げられる。
	障害者総合支援法	「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称「障害者総合支援法」)に改題されたもの。
	障害者の権利に関する条約	平成18年(2006年)12月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。
	障害者優先調達推進法	国などによる障害者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行は平成25年(2013年)4月。
	成年後見制度	認知症や障がいにより判断能力が十分でなく、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等(身寄りがない場合は市町村)の申し立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等(後見人・保佐人・補助人)を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が十分でない状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

	用語	説明
た行	地域包括ケア	障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。 介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。
な行	ネットワーク	様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態をいう。また、そのようなことをめざした、社会的・組織的つながりのこと。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去するという意味合いで用いられる。
	ピアサポート	同じような立場の人による対等なサポートを意味する。同じような障がいを持つ人やその家族などが相談相手となり、助言や支援を行う活動のこと。
	避難行動要支援者名簿	高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。「災害対策基本法」の一部改正（平成 25 年（2013 年）6 月）により、自治体による作成を義務づけること等が規定された。
	ペアレントトレーニング	発達障がいの子どもの持つ親同士が子育ての悩みを語ったり、それぞれの子どもに応じた具体的な関わり方や環境調整の工夫を学んだり、子どもとともに成長していく場。
	ペアレント・メンター	発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場で相談相手になれる人をいう。
ら行	ボランティア	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することをいう。その内容・形態は多様となっている。
	リハビリテーション	障がいのある人が社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的・職業的な復帰訓練も含まれる。

2. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成 20 年 10 月 10 日告示第 42 号)

改正 平成 25 年 3 月 12 日告示第 11 号

(設置)

第 1 条 町が行う障害者の福祉に関する基本的な施策の計画を策定するにあたり、関係団体等から意見を聴取し、審議するため豊郷町障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく障害者計画策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく障害福祉計画策定に関すること。
- (3) その他前条の設置目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 委員会は、8 人以内の委員をもって構成し、次の各号に掲げる区分に従い、これを代表する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉・就労・教育に関し学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命した日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、議事に関して必要があると認める場合は、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月12日告示第11号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3. 策定経過

日時	内容
令和2年(2020年)9月9日(水) ～令和2年(2020年)9月23日(水)	障がいのある方の福祉に関するアンケート調査
令和2年(2020年)9月～10月	事業所・団体ヒアリング
令和2年(2020年)11月2日(月)	第1回豊郷町障害福祉計画策定委員会 ○委員長・副委員長の選任 ○計画策定の趣旨 ○豊郷町の障がいのある人の現状 ○アンケート調査結果の報告 ○今後のスケジュール
令和3年(2021年)1月15日(金) ※新型コロナウイルス感染防止 対策のため書面で実施	第2回豊郷町障害福祉計画策定委員会 ○現行計画の評価について ○豊郷町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
令和3年3月15日(月)	第3回豊郷町障害福祉計画策定委員会 ○豊郷町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について

4. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏名	所属	部門
委員長	浅居 茂	社会福祉法人あすなろ福祉会	障害福祉サービス事業に従事する者
副委員長	森田 尚美	豊郷町手をつなぐ育成会	地元団体 療育
委員	矢守 寿貴	滋賀県立甲良養護学校	児童関係
委員	令和2年8月1日から 石澤 英明 令和2年11月18日から 大塚 ひろみ	社会福祉法人とよさと	地元サービス事業者、 相談事業所
委員	森本 義彦	働き・暮らしコトー支援センター	就労関係
委員	角野 光弘	社会福祉法人青い鳥会	重症心身障害児・者
委員	夏原 文和	豊郷町身体障害者更生会	地元団体 身体

豊郷町

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年(2021年)3月

豊郷町 保健福祉課

〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地

T E L : 0749-35-8116 F A X : 0749-35-4588